

我が国の文化行政

平成13年度
文化庁

MEXT
ACA

我が国の文化行政

〔目次〕

I 文化による心豊かな社会の実現に向けて 1

- (1) 文化庁の組織 / 1
- (2) 文化審議会 / 2
- (3) 文化をめぐる諸状況 / 3
- (4) 文化政策の推進 / 5
- (5) 文化庁予算の充実 / 6
- (6) 文化関係の税制 / 10

II 芸術創造活動の推進 12

- (1) 芸術創造活動への支援 / 13
- (2) メディア芸術の振興 / 16
- (3) 芸術家の育成 / 18
- (4) 芸術祭の開催 / 19
- (5) 芸術家等の顕彰 / 20
- (6) 企業等による芸術文化活動への支援 / 21

III 地域における文化の振興 24

- (1) 地域における芸術文化活動の活性化支援 / 25
- (2) 地域における伝統文化の継承・発展の支援 / 26
- (3) 公立文化施設の活性化支援 / 27
- (4) 学校の文化部活動の活性化支援 / 29
- (5) 国民の芸術文化活動への参加の奨励 / 30
- (6) 芸術団体等の活動基盤の整備 / 31
- (7) 美術館・歴史博物館の振興 / 32
- (8) 芸術文化活動を支える人材の育成 / 34

IV 文化財の保存と活用 35

- (1) 文化財の保護の仕組み / 36
- (2) 文化財登録制度の導入 / 39
- (3) 文化財保護のための施策 / 40

V 著作権制度の概要 44

- (1) 我が国の著作権制度 / 44
- (2) 最近の著作権法の主な改正 / 45

VI 国語に関する施策の推進 46

- (1) 国語施策の改善 / 46
- (2) 外国人等に対する日本語教育の推進 / 46

VII 国際文化交流の推進 48

VIII 文化の情報化の推進 53

IX 国立文化施設等 56

- (1) 国立劇場 / 56
- (2) 新国立劇場 / 57
- (3) 独立行政法人国立美術館・博物館 / 58
- (4) 研究所 / 62
- (5) 日本芸術院 / 62
- (6) 国立文化施設の整備 / 63

X アイヌ文化の振興 65

XI 宗教法人と宗務行政 66

- (1) 宗務行政の推進 / 66
- (2) 宗教法人法の一部改正 / 67

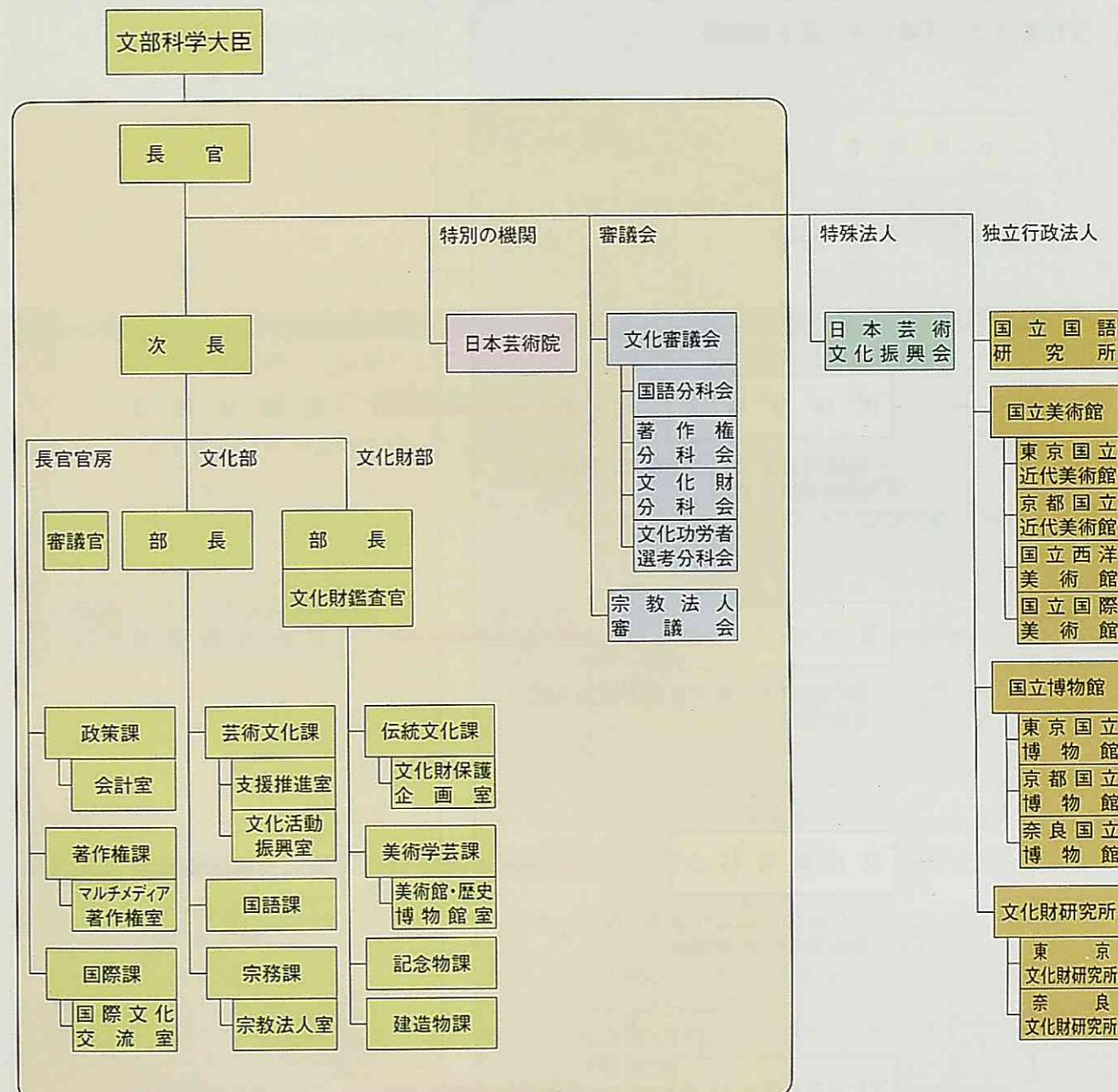
I 文化による心豊かな社会の実現に向けて

(1) 文化庁の組織

文化庁は、昭和43年に文部省文化局と文化財保護委員会を合わせて設置されました。文化庁は平成13年1月6日より省庁再編に伴い内部部局の組織が改正され、次のような組織をもって

文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教法人に関する事務を行っています。
(図-1)

◆文化庁の組織(平成13年4月1日~)(図-1)



平成13年度末定員229人

(2) 文化審議会

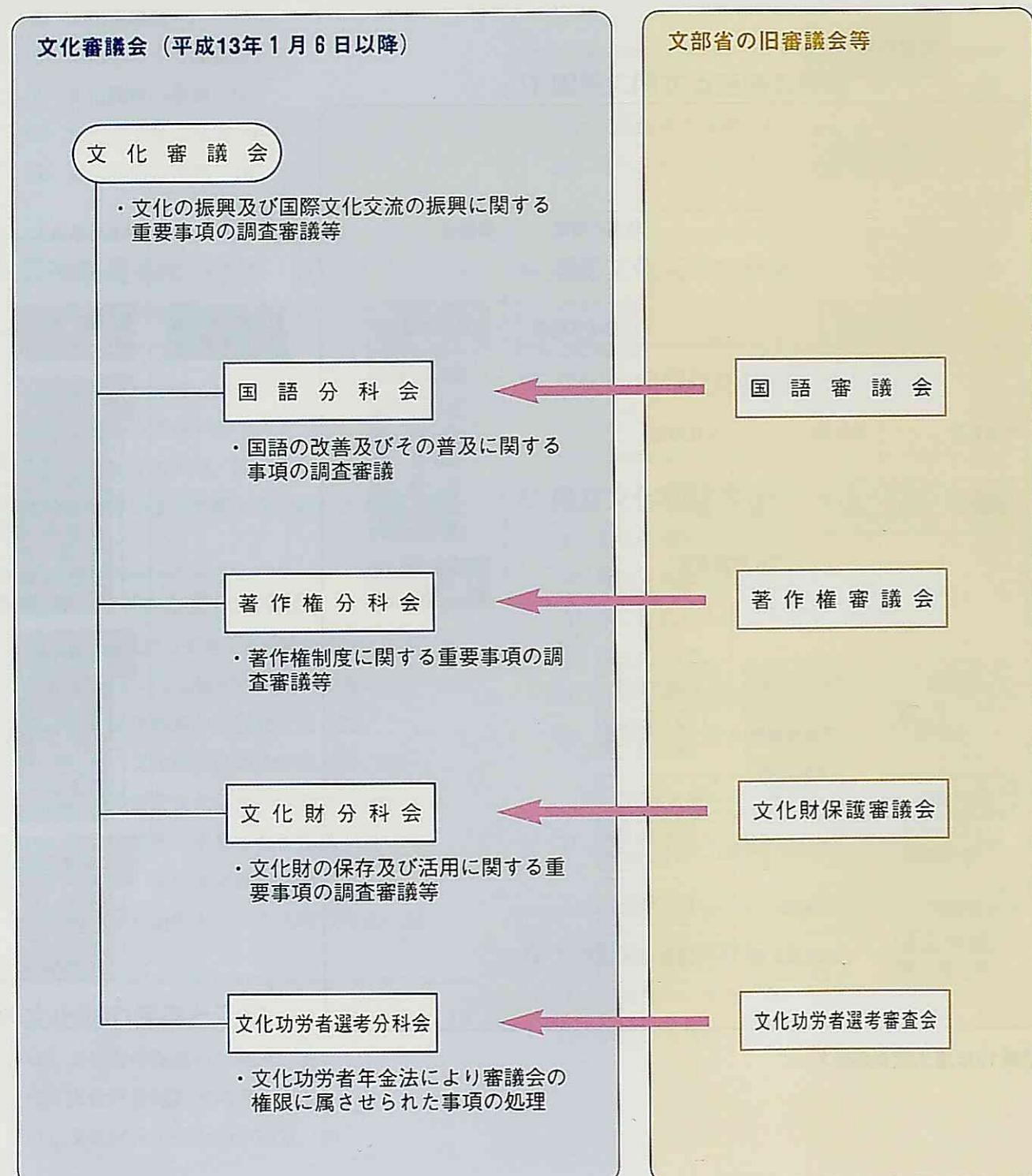
省庁再編に伴い、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能が整理・統合され、平成13年1月6日付けて文化審議会が設置されました。

文化審議会においては、文化行政における政策の企画立案機能の充実を図るため、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項について、幅広い観点から調査審議を行います。

また、文化審議会には国語分科会、著作権分科会、文化財分科会、文化功労者選考分科会が設置され、各分野の重要事項等についても調査

審議を行います。(図-2)

◆文化審議会組織図(図-2)



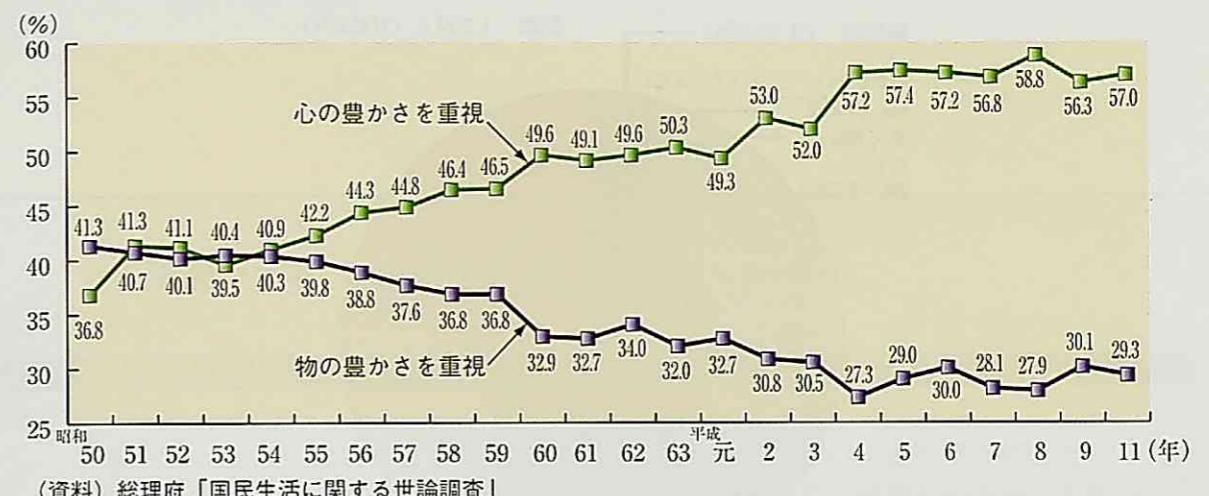
(3) 文化をめぐる諸状況

求められる心の豊かさ

産業、雇用、科学技術など社会のあらゆる分野で急速かつ激しい変化が起こっている中で、国民の多くは心の豊かさをもとめています

(図-3)。真に心の豊さを実感できるようになるためには、人々にゆとりと潤いをもたらす文化の果たすべき役割は大きいと言えます。

◆図-3 心の豊かさを重視する人の割合



国民の文化活動の状況

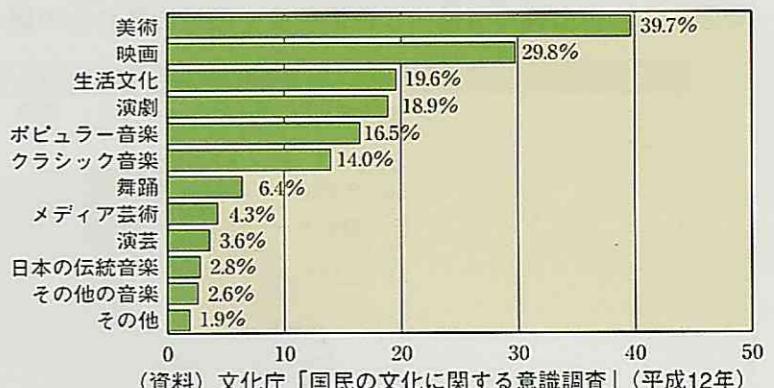
劇場、映画館や博物館・美術館などの芸術文化の鑑賞活動や、芸術文化の創作活動など、

我が国における国民の文化活動は近年、活発化しています(図-4、図-5)。

◆図-4 直接芸術文化の鑑賞を行った人の割合

年	調査機関	割合 (%)
平成8年度	総理府「文化に関する世論調査」	54.7%
平成11年度	文化庁「国民の文化に関する意識調査」	63.0%

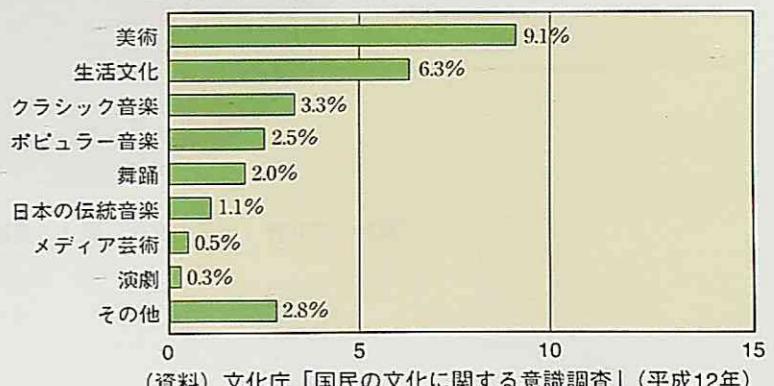
(参考) 直接鑑賞を行った分野



◆図-5 芸術文化の創作活動を行った人の割合

年	調査機関	割合 (%)
平成8年度	総理府「文化に関する世論調査」	17.5%
平成11年度	文化庁「国民の文化に関する意識調査」	19.5%

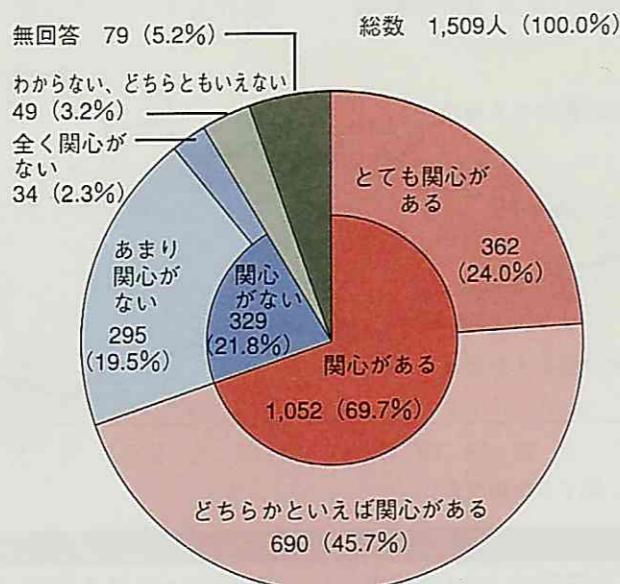
(参考) 創作活動を行った分野



伝統文化の見直し、再発見

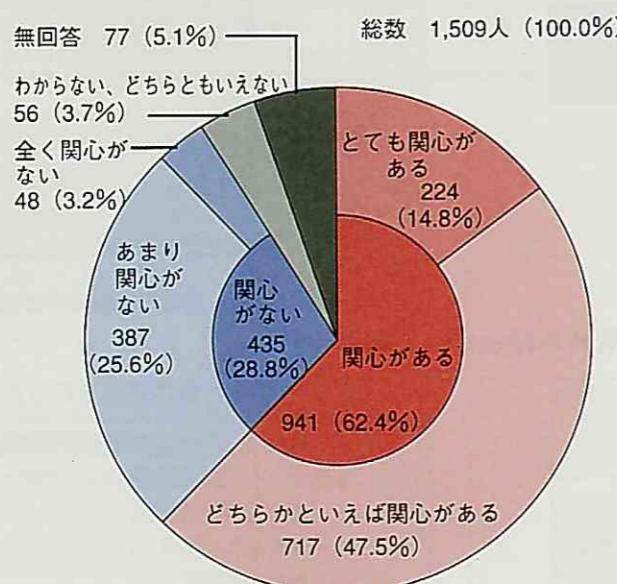
古墳、古い神社仏閣、歴史的町並みなどに関心のある人は約7割、また、神楽などの伝統的な民族芸能や地域の祭りに関心のある人は約6割となっており、ほぼ3分の2の人々が地域での伝統文化への関心を有しています（図-6、図-7）。

◆図-6 古墳、古い神社仏閣などの文化財への関心



（資料）文化庁「国民の文化に関する意識調査」（平成12年）

◆図-7 神楽等の伝統的な民俗芸能や地域の祭りへの関心



（資料）文化庁「国民の文化に関する意識調査」（平成12年）

(4) 文化政策の推進

国民の文化への関心は高く、心豊かな活力ある社会を形成するためには、文化振興が不可欠です。そのため、文化の振興へ国をあげて取り組んでいくことが必要です。

文化庁では、文化庁長官の私的諮問機関であ

る文化政策推進会議（芸術家、経済界、学識経験者等により構成）の報告を踏まえ、文化行政の総合的推進のために、平成10年3月、「文化振興マスター・プラン」を策定し、その実現を目指しているところです。

文化振興マスター・プランの概要

文化振興の意義

文化は、固有の意義を有するとともに、国民性を特色づけ国民共通の拠りどころとなるものである。しかしながら、価値観の変動と多様化、国際化の進展、大競争（メガ・コンペティション）の激化等の急激な社会の変化が進む中で、我が国の文化の現状に対する懸念の声が高まっている。また一方、国民生活や社会を支えるものとして科学技術と文化の重要性が急速に高まっている。

経済や社会の大きな情勢の変化により文化との関わりで様々な問題や課題が顕在化しており、これらに対応するため、文化の振興は国をあげて取り組むべき喫緊の課題である。

文化行政が今後取り組むべき施策の体系

1. 芸術創造活動の活性化
2. 伝統文化の継承・発展
3. 地域文化・生活文化の振興
4. 文化を支える人材の養成・確保
5. 文化による国際貢献と文化発信
6. 文化発信のための基盤整備

(5) 文化庁予算の充実

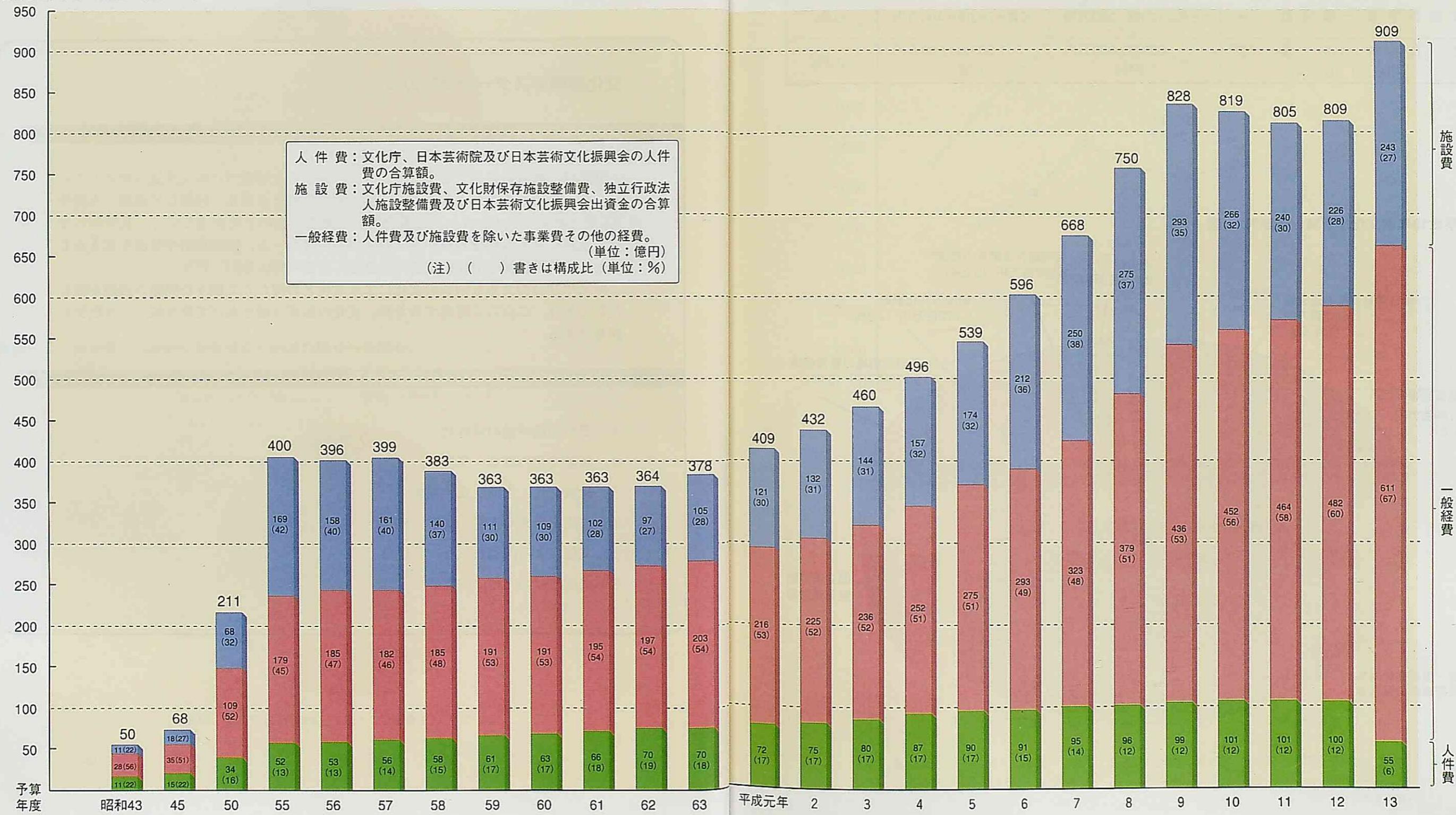
文化庁予算の内容と推移

文化庁が発足した昭和43年度の文化庁予算は総額49億4,600万円でしたが、その後文化財保護の充実や芸術文化の振興、国立文化施設の整備等により昭和55年度にはその8倍の400億2,500万円に達しました。昭和56年度から昭和62年度までは伸び悩んだものの、昭和63年度から再び

増加傾向に転じましたが、平成10年度以降は、国の財政構造改革や国立文化施設（東京国立博物館、国立西洋美術館など）の施設整備が完了したことなどのため、再び伸び悩むこととなりました。（図-8）。

このような厳しい財政状況の下ではあります

◆文化庁予算の推移（図-8）



が、平成13年度文化庁予算については、文化庁創設以来の増額である対前年度100億1,600万円(12.4%)増の909億4,900万円となっており、文部科学省一般会計予算の1.38%、国的一般会計予算の0.11%を占めております。分野別では、文化庁予算全体の34.6%が芸術文化の振興、

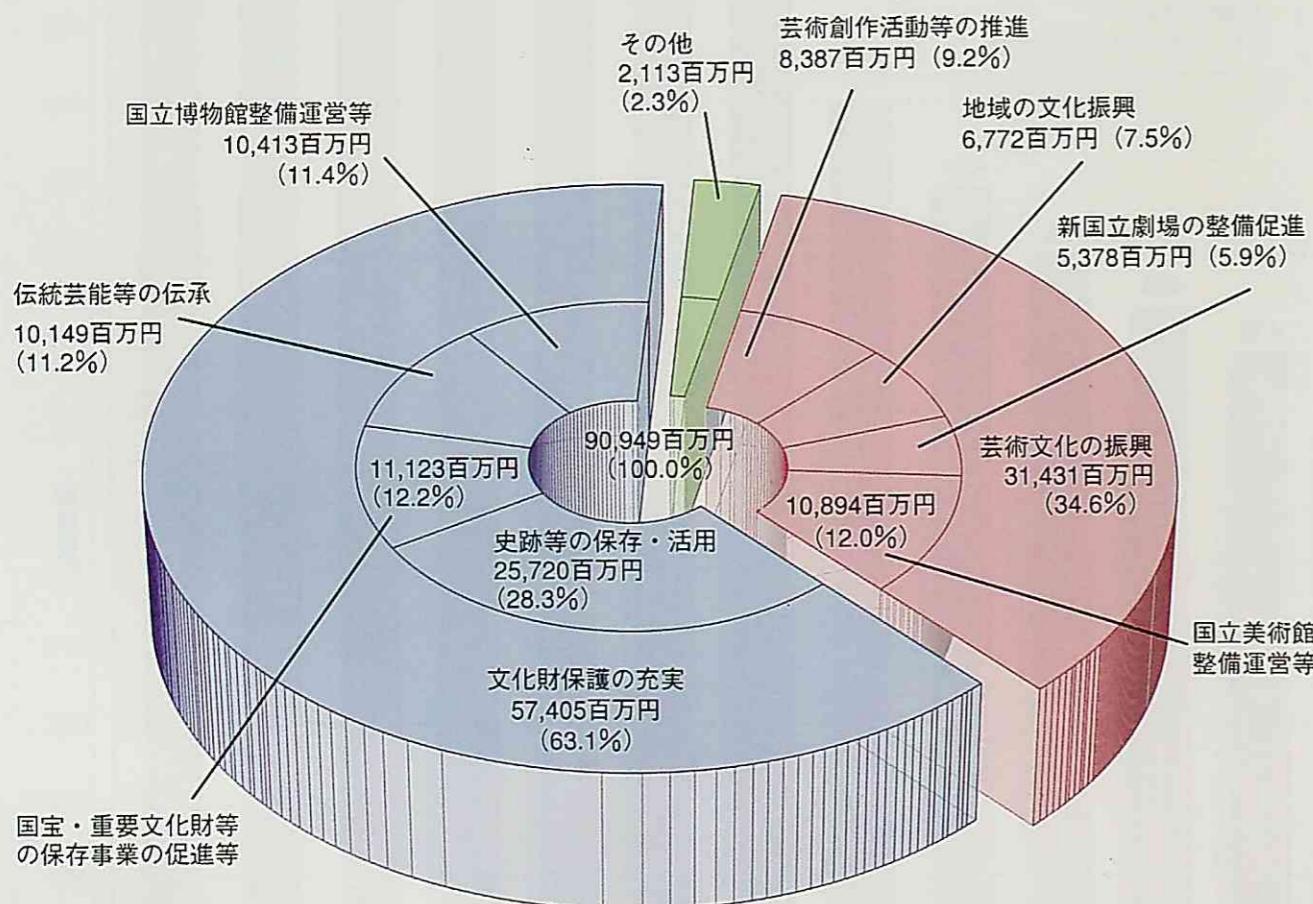
63.1%が文化財保護の充実、その他が2.3%となっています。（図-9、10）。

このほか、平成2年3月に創設された芸術文化振興基金約642億円の運用益により、芸術文化活動に対する幅広い助成を行っています。

◆総括表（図-9）

区分	平成12年度	平成13年度	増減率
国の一般会計	84兆9,870億5,300万円	82兆6,523億7,900万円	△2.7%
国の一 般歳出	48兆913億5,200万円	48兆6,588億8,000万円	1.2%
	21兆9,653億4,100万円	17兆1,705億3,400万円	△21.8%
	地方交付税交付金等	14兆9,303億6,000万円	16兆8,229億6,500万円
文部科学省一般会計(A)	6兆5,129億200万円	6兆5,783億9,400万円	1.0%
文化庁予算(B) 〔構成比〕〔B/A〕	809億3,300万円 1.24%	909億4,900万円 1.38%	12.4%

◆平成13年度文化庁予算（分野別）（図-10）

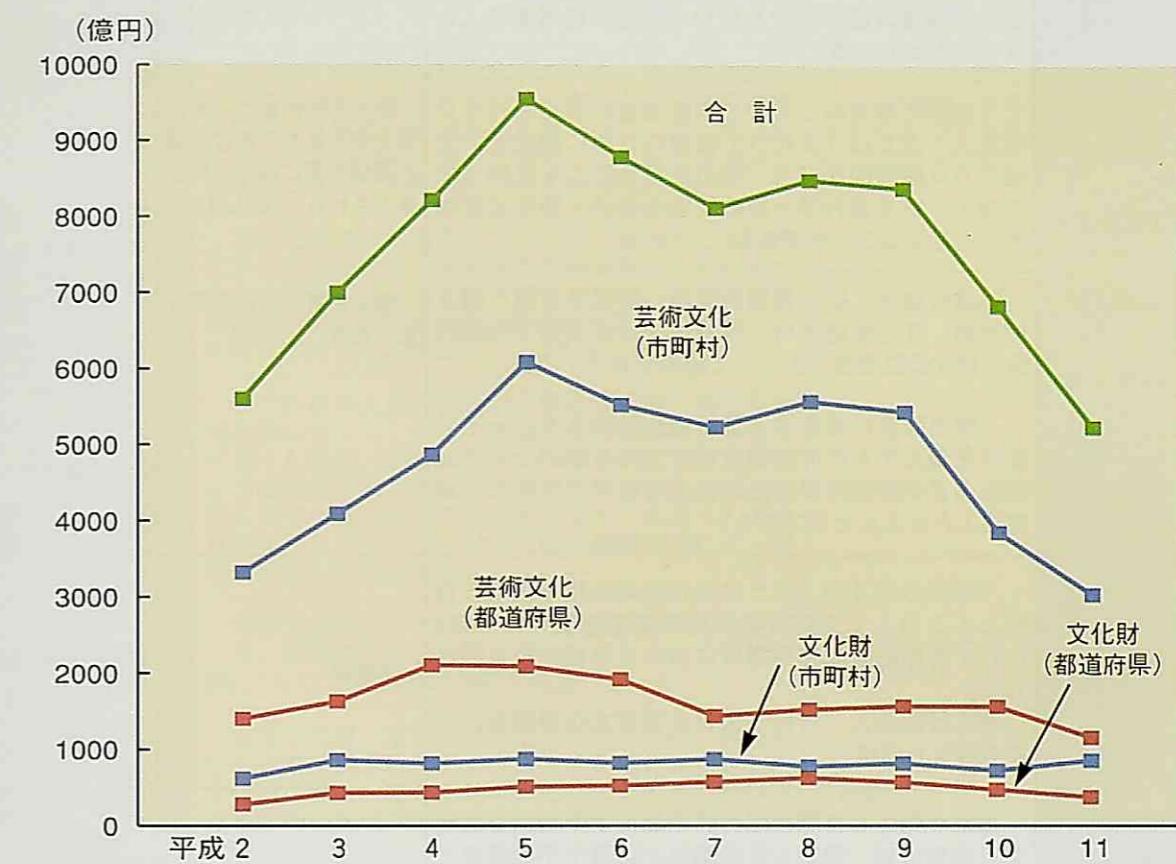


地方公共団体の文化関係経費の推移

地方公共団体における文化関係経費については（図-11）のような推移となっています。芸術文化関係経費が一時大きく伸びましたが、平

成5年をピークにやや減少しています。その主な原因には、文化施設建設費の減少があげられます。

◆総括表（図-11）



	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11
都道府県	芸術文化	1,392	1,620	2,098	2,085	1,915	1,432	1,517	1,560	1,614
	文化財	268	421	425	502	516	566	615	562	523
	小計	1,660	2,041	2,523	2,587	2,431	1,998	2,132	2,122	2,171
市町村	芸術文化	3,320	4,093	4,873	6,090	5,528	5,239	5,572	5,436	3,972
	文化財	617	860	819	876	826	875	779	820	831
	小計	3,937	4,953	5,692	6,966	6,354	6,114	6,351	6,256	4,757
合計	5,597	6,994	8,215	9,553	8,785	8,112	8,483	8,378	6,928	5,992

（単位：億円）

(6) 文化関係の税制

芸術文化の振興と文化財の保護に共通する制度

事項	内 容	適用年
特定公益増進法人	「芸術の公演・展示を自ら企画し、または実施することを目的とする公益法人」及び「自ら文化財の保存と活用の事業を行うことを目的とする公益法人」が文部科学大臣の認定を受けて特定公益増進法人となることができる。	昭和51年4月～
	「芸術の普及向上のための助成金の支給を行う公益法人」または「文化財の保護のために助成金の支給または国際的な交流・協力をを行うことを目的とする法人」が文部科学大臣の認定を受けて特定公益増進法人となることができる。	法人の寄付金が一般に損金参入される寄付金額と同額が更に別枠で損金算入される。(法人税)
	独立行政法人国立国語研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、特殊法人日本芸術文化振興会が特定公益増進法人として認められている。	個人の寄付金が所得控除される。(所得税)
	「博物館法に規定する登録博物館のうち、一定の要件を満たすものの設置運営を主たる目的とする公益法人」が文部科学大臣の認定を受けて特定公益増進法人となることができる。	平成9年4月～
相続税の非課税	「芸術の普及向上または文化財の保護を主たる目的とする法人で文部科学大臣の認定を受けたもの」に対する相続財産等の寄付については相続税は課されない。 独立行政法人、特殊法人日本芸術文化振興会に対する寄付も同様。	非課税 昭和52年4月～
登録美術品	相続が発生した際、登録美術品による物納を希望する場合には、物納の優先順位が国債や不動産等と同等の第1順位となり、一般的の美術品と比べて物納することが容易になる。	物納の特例 平成10年12月～
指定寄付金	「重要文化財の修理及び防災施設の設置の費用に充てるために公益法人が募集する寄付金」が財務大臣の個別の指定を受けて指定寄付金となり得る。	法人の寄付金の全額が損金に算入される。(法人税) 個人の寄付金が所得控除される。(所得税) 昭和40年4月～
認定特定公益信託	「芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限る）」または「文化財の保存及び活用に関する業務（助成金の支給に限る）」を行うことを目的とする公益信託が文部科学大臣の証明及び認定を受けて認定特定公益信託となることができる。	出損金が特定公益増進法人と同様の取り扱いとなる。(所得税・法人税) 相続または遺贈により取得した金銭を出損した場合、相続税の課税価格の基礎に算入しない。(相続税) 昭和62年10月～昭和63年10月～
所得税の非課税	文化功労者年金、日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品、芸術に関する顕著な貢献を表彰する特定の賞金について、受賞者の所得税が非課税となる。	非課税

文化財の保護に関する税制上の優遇措置

事項	内 容	適用年
譲渡所得の非課税等	個人が、重要文化財として指定された動産または建物を、平成14年12月31日までに、国・地方公共団体、独立行政法人国立博物館、国立美術館、国立科学博物館に譲渡した場合、譲渡所得に所得税が課されない。	非課税（所得税） 昭和47年4月～平成14年12月（地方公共団体については昭和50年～）
譲渡所得の特別控除等	個人が、未指定有形文化財のうち、重要文化財と同等の価値があるものと認められるもの及び重要な有形民俗文化財を平成14年12月31日までに国、独立行政法人国立博物館、国立美術館、国立科学博物館に譲渡した場合、譲渡所得の2分の1が控除される。	2分の1課税（所得税）（昭和47年4月～平成4年12月までは非課税） 平成5年1月～平成14年12月
指定寄付金	個人又は法人が重要文化財として建物とともに指定された土地及び史跡名勝天然記念物として指定された土地を国又は地方公共団体、独立行政法人国立博物館、国立科学博物館に譲渡した場合、2,000万円の特別控除または損金算入が認められる。	2,000万円の特別控除（所得税） 2,000万円の損金算入（法人税） 昭和45年4月～
相続税の軽減	独立行政法人国立博物館、国立美術館、国立科学博物館に対して、国宝・重要文化財の寄附の申し出があった場合、その申し出から1年以内に限り、法人が当該寄附される国宝・重要文化財の収集、保存修理に要する費用に充てるための寄附（金銭その他の資産等）をする場合、財務大臣の個別指定により全額損金算入が認められる。	金額損金算入（法人税） 平成13年4月～
地価税の非課税等 （平成10年度以後 当分の間、地価税を課さない）	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝もしくは天然記念物等または地方公共団体が指定した文化財に係る一定の土地等または伝統的建造物群保存地区内の区域内の一定の土地等については地価税が課されない。 非課税とされる文化財に準ずるものうち保存及び活用を図るべき一定の文化財に係る土地等については、課税価格に算入する金額が減額される。	相続財産評価額の60/100を控除 昭和60年1月～
固定資産税、特別土地保有税、都市計画税の非課税等	登録有形文化財の登録された建造物に係る土地等については、課税価格に算入する金額が減額される。 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定され、もしくは重要美術品として認定された家屋またはその敷地については、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税が課されない。 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物（風俗営業に使用されるものを除く）で、文部科学大臣が告示するものについては、固定資産税、都市計画税が課されない。	課税価格に算入する金額が土地等の価格の2分の1に軽減される。 平成9年1月～
	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物（風俗営業に使用されるものを除く）で、文部科学大臣が告示する家屋の敷地については、固定資産税、都市計画税の税額の2分の1以内を適宜軽減することが適当である。（自治省通達）	非課税 昭和25年4月～
	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物（風俗営業に使用されるものを除く）で、文部科学大臣が告示する家屋の敷地については、固定資産税、都市計画税の税額の2分の1以内を適宜軽減することが適当である。（自治省通達）	非課税 平成元年1月～
	登録有形文化財である家屋については、税額の2分の1以内を適宜軽減することが適当である。（自治省通達）	市町村の実情に応じ、税額の2分の1以内を適宜軽減 平成10年4月～
	登録有形文化財である家屋については、税額の2分の1以内を適宜軽減することが適当である。（自治省通達）	市町村の実績に応じ、税額の2分の1以内を適宜軽減 平成9年1月～

II

芸術創造活動の推進

芸術創造活動の推進施策の概要

多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家や芸術団体の自由な発想に基づく創造活動になります。芸術家や芸術団体の創造活動がより活性化するためには、それを支える創造環境を整備充実していくことが不可欠です。

文化庁では、次のような施策を展開し、芸術創造活動の推進を図っています。

施 策	概 要	13年度予算額 (百万円)
(1) 芸術創造活動への支援 ①芸術創造推進事業 (アーツプラン21) ア. 芸術創造活性化事業 a. 芸術創造特別支援 b. 国際芸術交流推進 c. 芸術創造基盤整備 イ. 舞台芸術振興事業 ②芸術文化振興基金	21世紀の新しい文化立国にふさわしい創造的な芸術活動の活性化を推進するため、舞台芸術創造活動に対する支援を実施。 我が国の現代舞台芸術の水準向上を図る上で直接的な牽引力となることが期待される芸術団体に対する重点的支援。 現代舞台芸術の国際交流を推進するため、芸術団体の海外公演等を支援。 現代舞台芸術における協会等団体が行う人材養成・研修や調査研究事業など、芸術文化のソフト基盤の整備を支援。 日本芸術文化振興会を通じて、我が国の現代舞台芸術の水準の向上に資する優れた公演を支援。 芸術文化振興基金の運用益をもって、芸術文化団体等の文化活動に対して幅広く助成。	6,369 5,368 3,292 1,551 525 1,001 1,258
(2) メディア芸術の振興 ①新しいメディア芸術の振興 ア. メディア芸術祭 イ. メディア芸術プラザ ②映画芸術の振興 ア. 優秀映画の促進 イ. 東京国立近代美術館 フィルムセンター ウ. 映画芸術振興事業（新規）	マルチメディアを活用したコンピュータ・グラフィックス等の新しいメディア芸術を振興するため、優れた作品の発表、顕彰及び鑑賞の機会を提供。 メディア芸術創作活動を情報面から支援するため、インターネットのホームページ上 (http://plaza.bunka.go.jp/) で優れた作品の公開、作品発表の場の提供等を実施。 メディア芸術創造の基盤となる映画芸術の振興を図るために、優秀映画作品の顕彰や独立プロダクション製作作品の上映支援等を実施。 東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、貴重な映画フィルムの修復事業や優秀映画鑑賞推進事業など映画フィルムの保存・活用を実施。 地域で公開される作品の上映に対する支援、日本芸術文化振興会を通じて地域における映画の製作活動や映画祭に対する支援を実施。	52 33 19 55 ※ 500
(3) 芸術家の育成 ①芸術家在外研修 ②海外芸術家招へい研修 ③芸術インターンシップ	我が国の若手芸術家を海外に派遣し、専門分野における実践的な研修機会を提供。 海外の若手芸術家を招へいし、我が国における研修や我が国の若手芸術家との交流の機会を提供。 我が国の若手芸術家に国内研修施設等での研修機会を提供。	229 67 97
(4) 芸術祭の開催	意欲的な公演の発表の機会の提供、内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会の提供を目的に、毎年秋に開催。	144
(5) 芸術家等の顕彰	文化勲章、文化功労者、日本芸術院、芸術選奨等。	—

※独立行政法人国立美術館運営費交付金で実施する。

(1) 芸術創造活動への支援

①「芸術創造推進事業（アーツプラン21）」

芸術創造活動の推進については、従来の支援施策を再構築して、平成8年度から「芸術創造推進事業（アーツプラン21）」を開始し、21世紀の新しい文化立国の実現をめざして芸術創造活動の支援の抜本的拡充を図っています。

「芸術創造推進事業（アーツプラン21）」
シンボルマーク



Arts Plan 21

21世紀において、文化を重視した国づくりを進め、文化による国際貢献を果たしていくため、芸術創造の炎が太陽のように限りなく燃え広がるイメージで構成したシンボルマークです。

芸術創造推進事業（アーツプラン21） (63億69百万円)

1 芸術創造活性化事業 (53億68百万円)

①芸術創造特別支援

我が国の芸術水準を高める上で直接的な牽引力となる公演活動が期待される芸術団体に対する重点支援や、国際芸術交流の推進、芸術文化のソフト基盤整備への支援を実施

②国際芸術交流推進

意欲的な公演活動への取組みにより、我が国の現代舞台芸術の水準向上を図る上で、直接的な牽引力となることが期待される芸術団体を対象に年間の公演活動を総合的に支援（原則3年間）

③芸術創造基盤整備

若手芸術家の養成・研修、芸術活動の調査研究など協会等団体が行う芸術文化のソフト基盤の整備を支援

2 舞台芸術振興事業（補助金） (10億1百万円)

日本芸術文化振興会に対する補助金により、我が国の現代舞台芸術の水準の向上に資する優れた公演を支援

※（ ）は、平成13年度予算額

◆ 〈募集及び審査の手続き〉

1 芸術創造活性化事業

支援対象の募集 (公募による)

原則として毎年1回（活動実施年度の前年度中）に公募。

審 査 芸術創造推進事業（アーツプラン21） 協力者会議

支援対象の決定を適正に行うため、芸術文化に関する有識者で構成する協力者会議により、各芸術分野の実情及び特性に応じた審査を行う。

支援対象の決定

2 舞台芸術振興事業

P14②芸術文化振興基金の〈募集及び審査の手続き〉により行われます。

②芸術文化振興基金

芸術文化振興基金（以下「基金」）は、政府の出資金と民間からの出えん金を原資として、安定的・継続的に多様な芸術文化活動に幅広く援助を行うため、平成2年3月末に設けられました。

現在、約642億円（国からの拠出金530億円、民間からの出えん金約112億円）の運用益が多種多様な芸術文化活動への助成にあてられています。また、助成の充実のため、基金への寄付金も随時募っています。

なお、基金は、特殊法人日本芸術文化振興会が運用、助成対象活動の募集・決定・交付を行って

芸術文化振興基金シンボルマーク



芸術を限らないパワーで、力強く未来に向かって育成する。このイメージをARTの頭文字のAと、無限大の記号というエレメントで構成したシンボルマークです。

色彩は新しい時代の知性と、深い伝統の心を温かいブルーで表現しました。

福田繁雄（グラフィック・デザイナー）作

います。日本芸術文化振興会はこのほか、国立劇場、新国立劇場等を設置し運営しています。

◆助成の対象となる活動

1 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動

- (1) 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動
- (2) 美術の展示、映像芸術の創造その他の活動
- (3) 先駆的又は実験的な公演、展示その他の活動

2 地域の文化の振興を目的として行う活動

- (1) 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動
- (2) 伝統的建造物群、遺跡、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動

3 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動

- (1) アマチュア、青少年、婦人その他の団体が行う公演、展示その他の活動
- (2) 文化財である工芸技術又は文化財保存技術の復活、伝承等文化財を保存する活動

助成金交付状況

芸術文化振興基金による平成2年度から平成12年度までの助成金の交付実績は、8,403件、約227億円となっています。

（平成12年度交付状況）

助成対象分野	応募件数	交付件数	助成金交付額
○ 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動	887件	242件	707百万円
○ 地域の文化の振興を目的として行う活動	306	200	139
○ 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動	341	192	130
合計	1,534	634	976

〈募集及び審査の手続き〉

助成対象活動の募集 (公募による)

原則として毎年1回（活動実施年度の前年度中）に公募。
募集案内で定める書類を日本芸術文化振興会に提出。

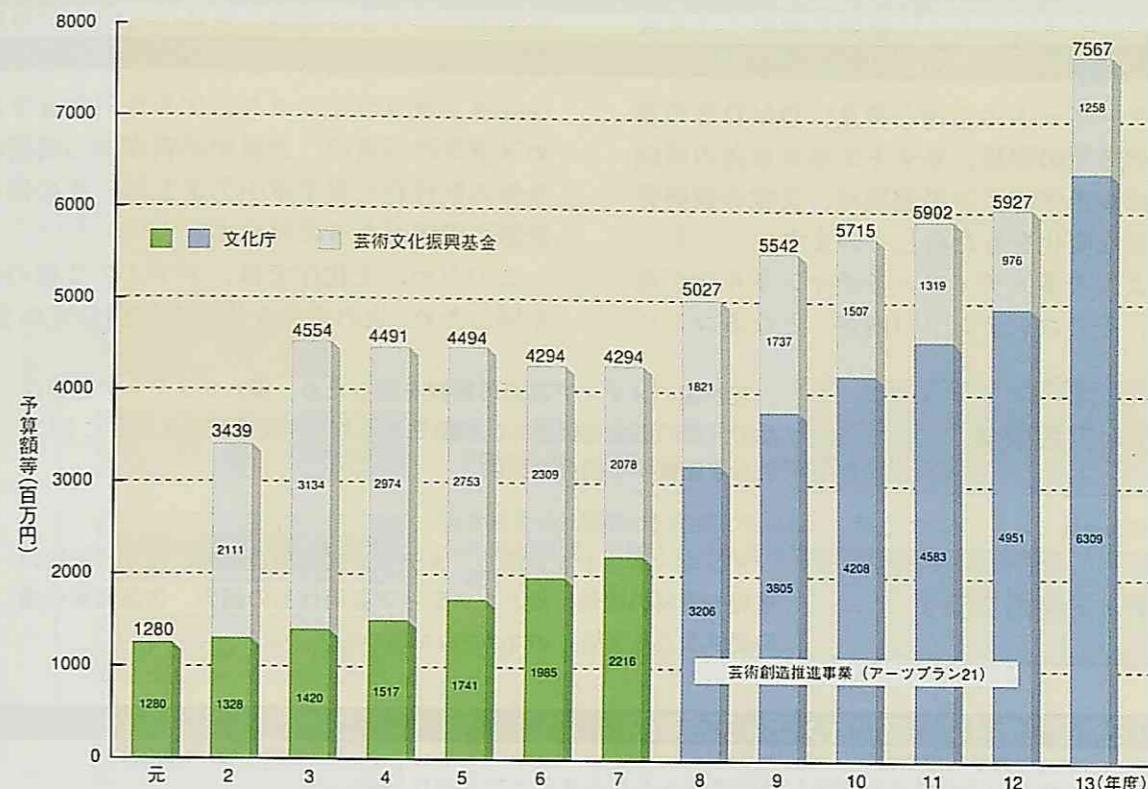
審査 芸術文化振興基金運営委員会 部会（4）・専門委員会（11）

芸術文化振興基金による助成を適正に行うため、芸術文化に広くかつ高い識見を有する委員で構成する芸術文化振興基金運営委員会により、各分野の実情及び特性に応じた審査を行う。

助成対象・助成金額の決定

※芸術文化振興基金の詳細については、下記までお問い合わせください。
問い合わせ先：日本芸術文化振興会 基金部
〒102-0092 東京都千代田区隼町4-1 TEL 03-3265-7411（代表）

◆芸術文化活動支援予算等の推移（図-12）



（注1）平成7年度までの「文化庁」は、「民間芸術等振興費補助金」「日米舞台芸術交流事業」「優秀舞台芸術公演奨励」「舞台芸術高度化・発信事業」各事業の予算額の合計額。

（注2）芸術文化振興基金は、助成額の実績。ただし、13年度は予算額。

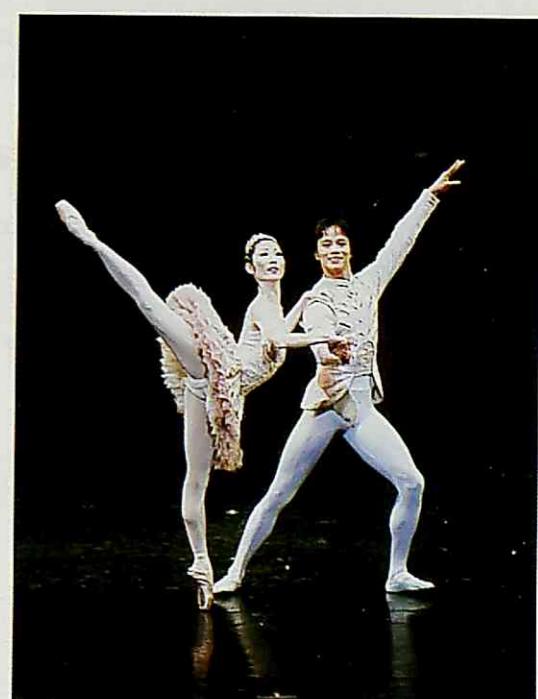
「芸術創造特別支援」採択団体公演より



藤原歌劇団・新国立劇場共催公演「ドン・キショット」©池上直哉



劇団青年座 第153回公演「ブンナよ、木からおりてこい」©真野芳喜



2000年スターダンサーズバレエ団夏休み公演
「くるみ割り人形」第2幕より グラン・パ・ド・ドウ
©A.I CO., Ltd.

(2) メディア芸術の振興

①新しいメディア芸術の振興

インターネットの急速な普及、DVD等の新しいメディアの登場、多チャンネル放送の展開など、マルチメディアの進展は、文化の振興普及に大きな変化をもたらしています。

このような多メディア・多チャンネル化が進む中で、そのコンテンツ（内容）となるコンピ

ュータ・グラフィックス、アニメーションなどのメディア芸術は、21世紀の我が国の芸術文化全体の活性化を促す牽引力として、その振興が緊急の課題となっています。

このため、文化庁では、メディア芸術の振興を図るため、次のような施策を展開しています。

メディア芸術祭

我が国のメディア芸術の振興を図るために、優れたメディア芸術作品の発表の機会を提供し、創造性あふれる作品を顕彰するとともに、これを鑑賞する機会を提供。

メディア芸術プラザ

インターネットを活用し、メディア芸術創造活動に役立つ各種の情報や素材の提供、優れたメディア芸術作品の紹介、作品発表の場の提供などを実施。（<http://plaza.bunka.go.jp/>）

平成12年度（第4回）文化庁メディア芸術祭

文化庁では、新しい表現技法を開拓した創造性あふれるメディア芸術作品の発表、顕彰の場として、また先端的なメディア芸術の鑑賞の場として、平成9年度から「文化庁メディア芸術祭」を開催しています。

平成12年度は合計858作品の応募があり、審査委員会を経て各部門ごとに大賞1作品、優秀賞4作品が選ばれました。メディア芸術祭贈呈式と受賞作品の展示は、東京都写真美術館（東京・目黒区三田）で行われ、展示会場には、デジタルアート・インタラクティブ部門で大賞を受賞した「ドラゴンクエストVII～エデンの戦士たち～」や、各部門の受賞作品の展示、上映、シンポジウム及び協賛事業（企画展「キャラミックス ドットコム」等）が行われました。

平成12年度（第4回）文化庁メディア芸術祭 受賞作品

【デジタルアート【インタラクティブ】部門】



【大賞】ドラゴンクエストVII～エデンの戦士たち～
作者：堀井 雄二（シナリオ&ゲームデザイン）
すぎやまこういち（音楽）
鳥山 明（キャラクターデザイン）
山名 学（メインプログラム）
眞島 真太郎（アートディレクション）

©アーマープロジェクト／バー
ドスタジオ／ハートビート／アル
ティップツ／エニックス2000

【マンガ部門】



【大賞】バガボンド
作者：井上 雄彦
原作：吉川 英治

©2000 I.T. Planning, Inc.

【デジタルアート【ノンインタラクティブ】部門】



【大賞】1
作者：武井 貞宗
(企画・演出・C
G制作)

【大賞】BLOOD THE LAST
VAMPIRE
作者：北久保 弘之（監督）



©2000 Production I.G./SVW・SCEI・IG PLUS・IPA

②映画芸術の振興

映画は、国民の身近な娯楽として生活の中に定着するとともに、総合的な芸術として重要な位置を占めてきました。しかしながら、現在の邦画界は、製作本数や鑑賞人口等は最盛期に比べると大きく減少しています。一方、マルチメディアの進展の中で、多様化する国民の需要に

対応した多彩な映像ソフトの確保が課題となっており、その供給源として映画の果たす役割が大きくなっています。

このような状況の中で、我が国映画芸術の振興を図るため、文化庁では下記のような施策を実施しています。

文化庁

優秀映画賞

優秀な邦画の創作者に対して優秀映画賞を贈呈。
(受賞作品数：長編映画8作品以内、短編映画3作品以内)

優秀映画上映支援事業

大手映画会社系列の配給網に乗りにくい独立プロダクション製作の優秀な映画作品及び地域で公開される映画作品の上映に必要な映画館の借り上げ経費等の一部を支援。

シナリオコンクール支援

優れたシナリオを発掘するため、映画シナリオのコンクールに伴う経費を支援。

芸術フェローシップ

若手芸術家に海外、あるいは国内施設での研修機会を提供。

東京国立近代美術館フィルムセンター

企画上映事業

名作映画館等の上映
(年間200日・400回)

優秀映画鑑賞推進事業

公立文化施設等で巡回
上映(130会場以上)

映画文化に関する国際交流

国際映画祭への参加に
伴う経費に対する助成

映画製作専門家養成講座

映画製作専門家の養成
講座を開講

映画フィルム修復事業

劣化の著しい貴重な映
画フィルムを復元・修
復

ロシア連邦ゴスフィル モファンドの日本映画 を収集



東京国立近代美術館フィルムセンター

芸術文化振興基金

(特殊法人 日本芸術文化振興会)

「映画製作活動」への助成金

日本映画（劇映画、記録映画、アニメーション映画）の製作活動への助成。

映画製作支援

地域において企画された作品、地域を題材に企画された作品の製作活動に対す
る助成。

映画祭支援

地域で開催される映画祭等に対して支援。

(3) 芸術家の育成

文化庁では、各分野の若手芸術家等に、その専門分野の実践的な研修の機会を提供するため、下記のような研修（芸術フェローシップ）を実施しています。

制度	内容	研修員数（13年度）
芸術家在外研修	美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術、アートマネージメント分野の新進芸術家等を海外に派遣し、その専門分野の実践的な研修の機会を提供。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別派遣（3か月）の4種があり、昭和42年度から平成12年度末までに1,471名を派遣。平成8年度から研修成果の発表公演等も実施。	1年派遣 78名 2年派遣 13名 3年派遣 2名 特別派遣 52名
海外芸術家招へい研修	我が国で研修を希望する海外の有望若手芸術家を積極的に招へいし、実技を中心とした高度な研修や、我が国の若手芸術家との交流の機会を提供。（平成2年度～）	アジア地域 5名 欧州地域 4名 米国 10名 中国 10名 韓国 6名
芸術インターンシップ	美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、アートマネージメント分野の新進芸術家等に日本国内の専門研修施設での研修のほか、研修生の創意工夫を活かした研修の機会を提供。研修期間は10か月。（平成3年度～）	64名

◆芸術家在外研修派遣人数の推移（図-13）



〈芸術家在外研修のこれまでの派遣者の例〉

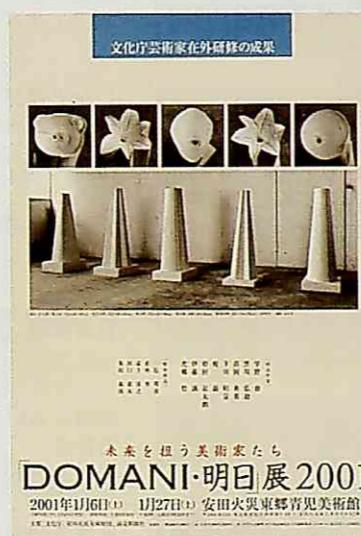
若杉 弘（音楽：指揮	昭和42年度）
森下 洋子（舞踊：バレエ	昭和50年度）
絹谷 浩二（美術：洋画	昭和52年度）
佐藤しのぶ（音楽：声楽	昭和59年度）
野田 秀樹（演劇：演出	平成4年度）
諏訪内晶子（音楽：器楽	平成6年度）
野村 萬斎（演劇：狂言師	平成6年度）
崔 洋一（映画：監督	平成8年度）
鴻上 尚史（演劇：演出	平成9年度）

アートマネージメント

文化施設の運営や芸術文化団体の活動、あるいは、芸術文化関係の催しをより効果的で大きな成果があがるようにするための活動を称して「アートマネージメント」といいます。

その内容は極めて広い範囲にわたりますが、具体的には、企画制作、経理や組織管理等の管理関係の業務、広報活動やマーケティング等の業務が含まれます。

文化庁では、公立文化会館の管理運営担当職員を対象にしたアートマネージメント研修会等を行っています。



芸術家在外研修・
研修成果の発表
「DOMANI・
明日」展
(平成13年1月6日
～1月27日、安田
火災東郷青児美術
館)

(4) 芸術祭の開催

芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催されています。

平成12年度は、芸術祭オープニング公演「オペラ・ガラコンサート」やベルリン・ドイツ・オペラの協力による芸術祭国際共同公演オペラ「青ひげ公の城」等の主催公演のほか、アジア近隣諸国の芸術家・芸術団体の参加を得て、「アジア・アート・フェスティバル」を実施しました。また、演劇、音楽、舞踊、演芸の4部

門の参加公演や、テレビ、ラジオ、レコードの3部門の参加作品の中から優れた成果をあげた芸術家・芸術団体に対して芸術祭大賞、芸術祭優秀賞、芸術祭新人賞及び芸術祭放送個人賞を贈呈しています。



芸術祭シンボルマーク
(多田 美波氏 作)

平成12年度（第55回）芸術祭実施内容

○主催公演	芸術祭オープニング・国際音楽の日記念コンサート「オペラ・ガラコンサート」 アジア・アート・フェスティバル「花降る日へ—劇作家郭宝崑の世界—」 芸術祭国際共同公演 オペラ「青ひげ公の城」等 計7公演
○参加公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門 計127公演 テレビ、ラジオ、レコード部門 計104作品
○協賛公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門 計33公演

平成12年度（第55回）芸術祭



芸術祭オープニング 国際音楽の日記念事業
オペラ・ガラコンサート（新国立劇場）©三枝近志



アジア・アート・フェスティバル インド「九さんの話」（新国立劇場）©秋本竜太



芸術祭国際共同公演「青ひげ公の城」（新国立劇場）
©三枝近志

(5) 芸術家等の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、各種の顕彰制度が設けられています。

名 称	内 容 等	発 足 年 度
文化勲章	文化勲章は、文化の発展に関し勲績卓絶な者に対し文部科学大臣が文化功労者選考審査会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。文化勲章受章者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者は、文化の向上発展に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関。大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経て、昭和22年に現在の名称となった。現在、院長1名と美術、文芸、音楽・演劇・舞踊の各部門からの会員120名以内により構成。また、会員以外の顕著な業績のある者に「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授与。	大正8年度
文化関係者文部科学大臣表彰	文化の各分野において優れた成果を示すとともに、教育的活動、国際交流、社会的貢献等に多大な功績を挙げた者に対し、文部科学大臣が表彰。	平成10年度
文化関係功労者顕彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者について、文化庁長官が表彰し、又は感謝状を授与。	昭和61年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力するなど地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対し、その功績をたたえ、文部科学大臣が表彰。	昭和58年度
芸術選奨	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、古典芸術、放送、大衆芸能、評論等の10部門において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部科学大臣賞及び芸術選奨文部科学大臣新人賞を贈呈。	昭和25年度
優秀映画賞	日本映画の質的向上と発展を図るため、優れた作品に文化庁長官が優秀映画賞を贈呈（平成10年度までは優秀映画作品賞）。	平成2年度
創作奨励賞	舞台芸術各分野において独創的な優れた舞台芸術創作作品を広く募り、優秀作品に、創作奨励賞を贈呈。	昭和53年度
優秀美術作品買上	美術作家の創作意欲を高めるため、新人作家等の絵画や彫刻等の優秀作品を買い上げ、文化庁主催地方巡回展で公開するほか、国立美術館において活用を図る。	昭和34年度

※この他、叙勲、褒章等の制度があります。

(6) 企業等による芸術文化活動への支援

企業等による文化活動への支援（メセナ活動）

近年、企業の社会貢献意識の高まりに加えて、経済の発展には文化の側面が不可欠との認識が強まっていることを背景に、自ら芸術文化事業

を実施したり、芸術文化活動を支援するなど、メセナ活動を行う民間企業が増えてきています。

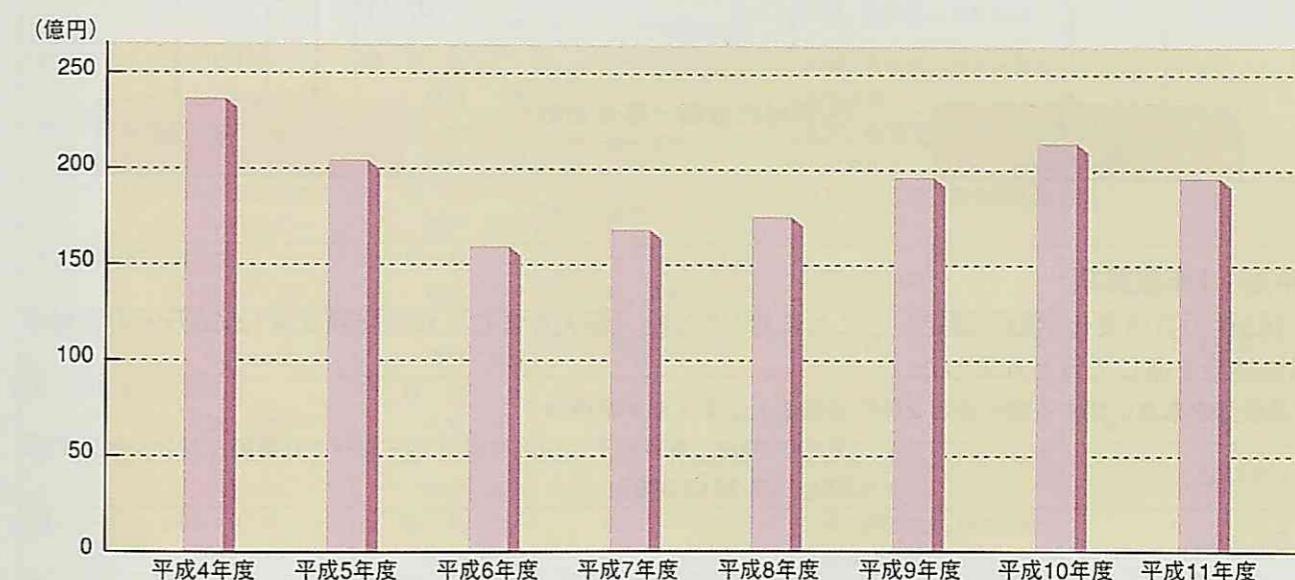
◆企業メセナの実施状況

年 度	実施企業数／回答企業数（実施率）
平成4年度	250社／403社（62.0%）
平成5年度	252社／376社（67.0%）
平成6年度	265社／404社（65.6%）
平成7年度	239社／358社（66.8%）
平成8年度	230社／325社（70.8%）
平成9年度	265社／436社（60.8%）
平成10年度	266社／464社（57.3%）
平成11年度	258社／445社（58.0%）

用語解説

〈メセナ (mécénat)〉
「芸術文化の保護・支援」を意味するフランス語で、古代ローマ時代、アウグストゥス帝の重臣で芸術を擁護したマエケナス (Maecenas) に由来する

◆メセナ活動費の総額（図-14）



年 度	メセナ活動費の総額（回答企業数：1社平均）
平成4年度	236億1,297万円（186社：1億2,695万円）
平成5年度	204億6,983万円（190社：1億744万円）
平成6年度	159億2,280万円（211社：1億7,546万円）
平成7年度	168億1,771万円（174社：9,665万円）
平成8年度	175億5,527万円（176社：9,975万円）
平成9年度	196億8,807万円（183社：1億759万円）
平成10年度	214億7,871万円（210社：1億228万円）
平成11年度	196億5,389万円（193社：1億183万円）

（資料）（社）企業メセナ協議会「メセナ白書2000」

(社)企業メセナ協議会

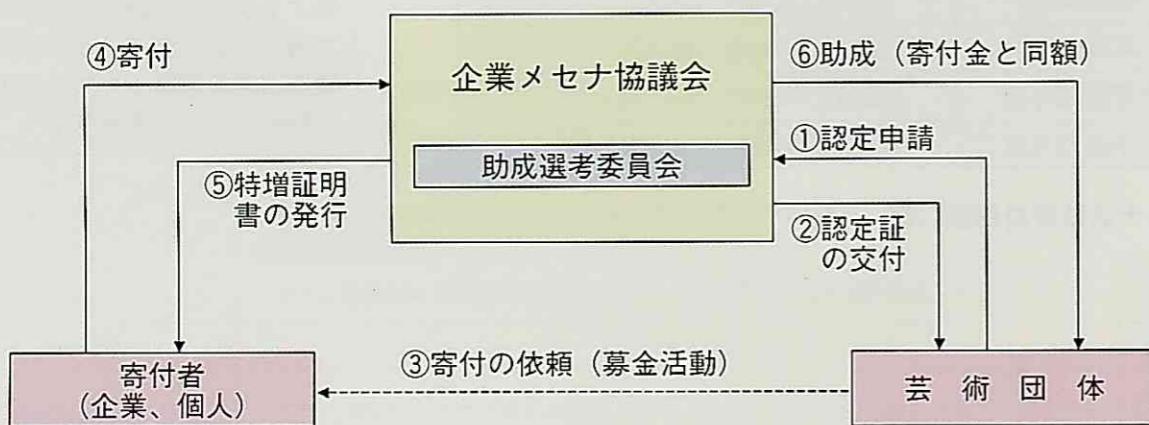
(会長：樋口廣太郎アサヒビル（株）名誉会長、理事長：福原義春（株）資生堂名誉会長)

企業のメセナ活動を支援するため、平成2年4月に設立されました。

①芸術文化支援等に関する啓発・普及・顕彰、②芸術文化支援に関する情報の収集・配布・紹介、③芸術文化支援活動の調査・研究、④海外の同種の機関との情報交換・交流など多様な活動を展開しています。

平成6年2月には特定公益増進法人に認定され、同協議会が認定した芸術文化団体の活動に対する寄付金に税制上の優遇措置が適用されることとなり、企業のメセナ活動の対象が、更に拡大することが期待されています。

企業メセナ協議会の助成認定事業



〈平成11年度実績〉

155件の芸術文化活動を認定し、これに対し752社（個人を含む）から総額5億1,566万円の寄付が同協議会を通じて行われました。

※助成認定事業に関する問い合わせ先：社団法人企業メセナ協議会

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-5-1 有楽町マリオンビル13階
TEL 03-3213-3397

全国メセナネットワーク

（座長：宮地良彦（社）松本芸術文化協会会长）

近年、企業のメセナ活動は、大都市・大企業中心から地方、中小企業へと広がりをみせており、これに対して、地域レベルのメセナ組織を結成する動きが見られるようになってきています。

このような地域メセナ組織の情報交換と相互協力を進めるため、平成8年3月に全国メセナ組織連絡会が発足、平成10年9月全国メセナネットワークとして組織化されました。現在、16団体が加盟しています。

助成型財団による支援

民間企業が基本財産を出資し、さまざまな芸術文化活動に対し助成を行う財団（助成型財団）が近年増えています。

これら相互の連携と国や関係機関との協力により助成事業の一層の充実を図るため、昭和63年に芸術文化助成財団協議会が設立されています。現在、23法人が加盟しています。

芸術文化助成財団協議会

名称（設立年月日）	代表者	主な助成分野	主な助成対象	平成11年度助成実績
(財) サントリー音楽財団 (S45.1.10)	理事長 堤 刚	音楽	公演、出版	679万円
(財) 日本交響楽振興財団 (S48.3.30)	会長 福原 義春	音楽（オーケストラ）	公演	演奏会開催による助成
(財) ソニー音楽芸術振興会 (S52.4.20)	理事長 大賀 典雄	音楽（クラシック）	公演	演奏会開催による助成
(財) 鹿島美術財団 (S57.11.16)	会長 鹿島 昭一	美術	調査研究、出版、国際交流	6,909万円
(財) 冲永文化振興財団 (S60.2.1)	理事長 冲永 茂一	地域文化（民俗芸能）	公演、保存伝習事業	300万円
(財) セゾン文化財団 (S62.7.13)	理事長 堤 清二	現代演劇、現代舞踊	公演、出版、国際交流	9,643万円
(財) 三菱信託芸術文化財団 (S62.12.10)	理事長 林 宏	音楽（オーケストラ、オペラ）、作曲家団体	公演、音楽祭、海外公演	6,000万円
(財) アフィニス文化財団 (S63.3.31)	理事長 長岡 實	音楽（オーケストラ）	公演、音楽祭、音楽家養成海外派遣	7,645万円
(財) 三井海上文化財団 (S63.10.21)	理事長 松方 康	音楽、郷土芸能	公演、国際交流（アマチュア団体）	5,439万円
(財) アサヒビル芸術文化財団 (H1.3.31)	理事長 濑戸 雄三	美術、音楽	展覧会、公演、留学生スカラーシップ	3,880万円
(財) 東洋信託文化財団 (H1.11.28)	理事長 増永 保夫	地域文化（音楽、演劇、伝統芸能、美術）	公演、展覧会	2,500万円
(財) 五島記念文化財団 (H2.3.16)	理事長 横田 二郎	美術、音楽（オペラ）	新人研修、公演（オペラ）	4,453万円
(財) 野村国際文化財団 (H2.5.22)	理事長 氏家 純一	音楽、美術等	音楽、展覧会、新人育成	22,674万円
(財) 花王芸術・科学財団 (H2.10.8)	理事長 後藤 卓也	美術、音楽、科学技術	展覧会、公演、芸術・科学技術の研究	4,310万円
(財) ロームミュージックファンデーション (H3.2.19)	理事長 佐藤研一郎	音楽	公演、国際交流、調査研究、奨学援助	12,388万円
(財) 安田生命クリティオプライフ文化財団 (H3.6.10)	理事長 大島 雄次	音楽、伝統文化	人材育成	7,080万円
(財) 全国税理士共栄会文化財団 (H3.10.1)	理事長 今野 和郎	地域文化（舞台芸術、伝統芸能、伝統工芸技術）	公演、人材育成	600万円
(財) よんでもん文化振興財団 (H3.10.1)	理事長 山本 博	四国地域の文化活動（美術、音楽）	展覧会、公演	1,440万円
(財) 朝日新聞文化財団 (H4.5.18)	理事長 箱島 信一	音楽、美術	公演、展覧会	2,260万円
(財) ユニオン造形文化財団 (H6.5.24)	理事長 立野 純三	空間造形デザイン	調査研究、国際交流、若手の在外研修	2,226万円
(財) ローランド芸術文化振興財団 (H6.9.19)	理事長 梶 郁太郎	電子芸術	電子技術を応用した芸術文化活動	550万円
(財) エネルギア文化・スポーツ財団 (H6.10.7)	理事長 多田 公熙	中国地域の文化活動（美術、音楽、伝統文化、スポーツ）	公演、展示、保存・伝承、スポーツ振興	3,219万円
(財) 新日鐵文化財団 (H6.11.4)	理事長 千速 晃	音楽（洋楽、邦楽）	公演	1,723万円

III

地域における文化の振興

近年、心の豊さを求める国民の意識が高まるなか、人生に愉しみと潤いをもたらすものとして、文化に対する関心がますます高まっています。こうした機運を背景として、文化庁では優れた芸術文化に身近に接することができ、地域に根づいた芸術文化活動が活発に行われるようになるため、個性豊かな芸術文化の振興、文化の国際交流の促進、文化を支える人材の育成な

ど、地域における芸術文化の振興、蓄積や発信を促進しています。

さらに、文化は豊かな人間性を育むものであるとともに、人と人との心のつながりや相互に理解し、尊重しあう土壤を提供するものであることから、地域や学校教育の場において、子どもたちが優れた芸術文化や伝統文化に接し、文化活動に参加できるような機会を拡充します。

施 策	概 要	平成13年度予算額
(1) 地域における芸術文化活動の活性化支援 地域芸術文化活性化事業（文化のまちづくり事業）	日本芸術文化振興会を通じて、地域において文化によるまちづくりの推進のために実施する芸術文化活動を総合的に支援	13億4,249万円
(2) 地域における伝統文化の継承・発展の支援 ふるさと文化再興事業	日本芸術文化振興会を通じて、拠点地域における伝統文化の継承・発展を推進するための地域伝統文化伝承事業やその映像記録の作成等の事業を支援	17億6,047万円
(3) 公立文化施設の活性化支援 公立文化会館活性化事業 ①芸術文化総合体験事業 ②芸術情報プラザ ③芸術文化活動支援員の設置	優れた舞台芸術の鑑賞と日頃接することのない公演の舞台裏を見学させるなど、舞台芸術をまるごと体験させる機会を提供 公立文化会館が自らの企画により優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供できるよう、芸術文化に関する情報提供を実施 公立文化会館に芸術監督等の専門家を派遣し、公立文化会館における創造活動を支援	8億9,951万円 6億8,283万円 2億1,668万円 ※
(4) 学校の文化部活動の活性化支援 学校の文化部活動活性化事業 ①芸術文化ふれあい教室 ②文化部活動指導者派遣	芸術団体を小・中・高等学校の体育館に派遣し公演を行い鑑賞機会を提供。併せて芸術団体による事前の実技指導、鑑賞指導、児童・生徒との共演、文化部の指導を実施 地域の伝統文化の担い手や地域の芸術文化団体の指導者を学校の文化部に派遣し指導を実施	7億31万円 6億5,026万円 5,005万円
(5) 国民の芸術文化活動への参加奨励 国民文化交流の推進 ①国民文化祭 ②全国高等学校総合文化祭	国民一般が行っている各種の文化活動を全国的な規模で一堂に集め、相互に共演、交流、発表する場として都道府県との共催により開催 高等学校における芸術文化活動の振興に資することを目的として、高校生の文化活動の全国的な発表の場として、(社)全国高等学校文化連盟、都道府県との共催により開催	2億1,150万円 2,964万円
(6) 芸術団体等の活動基盤の整備 芸術団体等の活動基盤整備事業	芸術団体及び伝統文化保存団体の活動基盤の整備に対する支援を実施	9億9,614万円

※「芸術文化活動支援員の設置」分を含む。

(1) 地域における芸術文化活動の活性化支援

あらゆる人が、心豊かな質の高い生活を送るために、精神的な満足感をもたらす文化的な要素がかつてなく重要になってきています。

そのため、誰もが生涯にわたって文化を享受し文化活動に参加することを通じて楽しく生き

がいを持って生活できるよう、日本芸術文化振興会に対する補助金により、地域における芸術文化活動を総合的に支援し、地域文化の活性化を図る『地域芸術文化活性化事業（文化のまちづくり事業）』を実施します。

『地域芸術文化活性化事業（文化のまちづくり事業）』では、文化のまちづくりを目的とした中・長期的な見通し又は計画のもとで行われる、次のような事業を支援します。

- (1) 地域の歴史や伝承、伝統的芸能や文化財等を背景に地域の特色を活かし、地域に根ざした芸術文化を創造するための活動で多数の地域住民の参加を得て行うフォーラム、フェスティバル、シンポジウム、公演、展示、コンクール等
- (2) 国内外の芸術家が、創作活動を行うために、ある地域に一定期間滞在する中で行われるワークショップ等を通じて地域住民と交流する活動
- (3) 地域の子どもたちによる舞台芸術活動及び美術体験活動
- (4) 地域の文化会館等により創作された舞台芸術を他の地域の文化会館等との交流によりレベルアップを図る活動



〈募集及び審査の手続き〉

14頁の芸術文化振興基金の〈募集及び審査の手続き〉と同様の方法により行われます。

※『地域芸術文化活性化事業（文化のまちづくり事業）』の詳細については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先：日本芸術文化振興会 基金部

〒102-0092 東京都千代田区隼町4-1 TEL 03-3265-7411 (代表)

(2) 地域における伝統文化の継承・発展の支援

昨今の過疎化、都市化、急速な少子化・高齢化の進行、生活様式の変化により、地域における個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化は消滅の危機にさらされています。

このため、地域において守り伝えられてきた伝統文化の継承・発展を図り、一体的・総合的

な保存・活用を進める必要があります。
「ふるさと文化再興事業」は、地域の伝統文化の継承・発展のためのマスター・プランの策定及びこれに基づいて実施される地域文化伝承事業や映像記録の作成等の事業を支援し、地域の活性化を図る事業です。

『ふるさと文化再興事業』では、次のような事業を行います。

○地域伝統文化活性化マスター・プラン（仮称）の研究・策定

文化庁は、都道府県に対し、地域の伝統文化の継承・発展のための総合的な取り組みに関する研究を委嘱します。都道府県は、「拠点地域」を選定し、当該地域における市町村や伝統文化保存団体と連携協力して「地域伝統文化活性化マスター・プラン（仮称）」の研究・策定を行います。

○マスター・プランに基づく地域伝統文化伝承事業等の支援

拠点地域における伝統文化保存団体等は、「マスター・プラン」に基づき、伝統文化伝承のための発表会・体験学習の場の提供、伝承者の育成、祭りの用具の修理等の地域伝統文化伝承事業やその映像記録の作成等の事業を実施します。

文化庁は、地域伝統文化伝承事業等を実施するために必要な経費を全額支援します。



「秩父祭の屋台行事」(埼玉県秩父市)



「下伊那のかけ踊」(長野県下伊那郡上村)

(3) 公立文化施設の活性化支援

全国的に調和のとれた芸術文化の発展を図るためにには、各地域における人々の芸術文化への意識の高まりに応え、優れた舞台芸術を地域文化の拠点において直接鑑賞できるようにするとともに、それぞれの地域の風土を活かした舞台芸術の創造を目指して、地域における芸術文化活動の活性化と定着化を計画的に進めるため

「芸術文化総合体験事業」と「芸術情報プラザ」事業を『公立文化会館活性化事業』として実施します。

また、地方公共団体や公立文化施設に対して情報提供などを行うため、「地域情報システム」の整備を進めています。

芸術文化総合体験事業

子ども・青少年に優れた舞台芸術の鑑賞と日頃接することのない公演の舞台裏を見学させるなど、舞台芸術をまるごと体験させることにより、子ども・青少年のゆとりある心と豊かな感性を引き出します。また、親子で参加すること

により会話のある親子のコミュニケーションの充実を図ります。

「芸術文化総合体験事業」では、次のような事業を実施します。

○優れた舞台芸術の公演を実施

専門家による事前の鑑賞指導と舞台芸術の鑑賞を実施

公演種目（10種目）：歌舞伎、能楽、文楽、演劇、音楽劇、オーケストラ、合唱、オペラ、洋舞、邦舞

○芸術団体によるワークショップの開催

公演にあわせて専門家による実演指導や鑑賞指導などのワークショップを実施

○パックステージツアー等の開催

公演にあわせて日頃接することのない公演の舞台裏の見学などを実施

地域文化情報システム

地方公共団体や公立文化施設が文化に関する施策の立案や公演事業を企画するために必要な情報を提供するとともに、芸術団体と公立文化会館の相互で芸術文化情報の交流を促進するため、「地域文化情報システム」の整備を進めています。

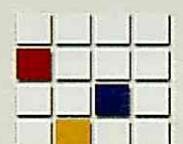
本システムは、平成12年度からインターネットによる「地域文化情報ネット」として開設しており、広く一般の方でも閲覧できるようになっています。

地域文化情報ネットアドレス

<http://chiikibunkago.jp/>

概念図については54頁に掲載しています。

地域文化情報ネット



地域文化情報ネット

- このホームページについて
- 新規情報
- 文化振興政策の紹介
- 芸術情報プラザ
- 芸術データベース
- 掲示板
- 芸術文化施設団体
- リンク集

Copyright (c) 2000 The Agency for Cultural Affairs ALL RIGHTS RESERVED
EPA/BS/2000/03/03

芸術情報プラザ

芸術情報プラザは、芸術家・芸術団体の公演情報資料の作成など情報提供の実施、アートフェア（舞台芸術見本市）の開催のほか、各地域の公立文化会館が企画する自主的な舞台芸術公演に関して的確なアドバイスを行えるアドバイ

ザーの設置や、アートマネージメント及び技術に関する職員の資質を向上させるための研修など地域における芸術文化活動の支援を行っています。

芸術情報プラザの主な活動



- プラザネットの運営
パソコン通信ネットワーク「芸術情報プラザネット」を運営し、円滑な情報交換を行う。



- 情報誌の発行
公立文化施設に関する様々な情報、芸術家や芸術団体のホットな情報等を掲載した情報誌を発行。



- 資料コーナー
芸術家や芸術団体のチラシ、パンフレットなどの資料の展示。



- ビデオによる公演情報
芸術家や芸術団体による具体的な公演内容のビデオの閲覧、ビデオ制作。



- アートフェア（舞台芸術見本市）
文化施設と芸術家や芸術団体が直接情報交換を行うことができるアートフェア（舞台芸術見本市）の開催。



- アドバイザーの設置
専門的な知識を持つアドバイザリースタッフをプラザ内に置き、相談に応じて、適切なアドバイスを実施。



- 公演企画の支援
公演企画がよりスムーズに行えるよう仲介や支援を実施。

芸術情報プラザ

〒163-1469 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11F (私書箱2572)
TEL 03-5353-0321 FAX 03-5353-0322 開設時間 AM10:00～PM4:00 (土・日・祝日は休業)
<http://www1e.mesh.ne.jp/plazanet/kou/artp.htm>

芸術文化活動支援員の設置

公立文化会館に芸術文化活動の企画、マネジメント、芸術監督等の専門家を「芸術文化活

動支援員」として派遣し、公立文化会館における創造活動を支援します。

(4) 学校の文化部活動の活性化支援

学校の部活動や総合的な学習の時間等を活用して芸術文化・伝統文化に関する体験やふれあう機会の充実を図るとともに、文化部活動の充実のために指導者の派遣を行うことにより、文

化部活動の活性化による心豊かな教育の再興に資するため、「芸術文化ふれあい教室」と「文化部活動指導者派遣」を『学校の文化部活動活性化事業』として実施します。

芸術文化ふれあい教室

児童・生徒の芸術を愛好する心を育て、豊かな心を育むため、優れた舞台芸術の公演実績を有する芸術団体を小・中・高等学校の体育館等

に派遣しワークショップと公演を行うとともに、文化部活動の指導や芸術団体と児童・生徒との共演をあわせて行います。

「芸術文化ふれあい教室」では、次のような事業を行います。

○ 優れた舞台芸術の公演

舞台芸術の鑑賞と芸術団体と児童・生徒の共演を実施
公演種目（7種目）：合唱、オーケストラ、邦楽、音楽劇、演劇、舞踊、文楽

○ 芸術団体によるワークショップ

公演の開催にあたって、事前に専門家による共演のための実演指導や鑑賞指導を実施

○ 芸術団体による学校の文化部活動の指導

ワークショップや公演にあわせて文化部活動の指導を実施



音楽劇公演 藤原歌劇団「カルメン」



オーケストラ公演 東京シティフィルハーモニック管弦楽団

文化部活動指導者派遣

地域の伝統文化の担い手や地域の芸術家や芸術団体の指導者を小・中・高等学校へ派遣し、

文化部活動の指導を行います。

(5) 国民の芸術文化活動への参加の奨励

国民文化祭

国民文化祭は、国民の芸術文化活動への参加意欲に応えるとともに、芸術文化活動の水準を高めるために開催している国民の文化の祭典です。

○開催県及び開催予定県

回(年度)	都道府県名	開催期間	回(年度)	都道府県名	開催期間
第1回(S61)	東京都	61.11.22～12.1	第13回(H10)	大分県	10.10.17～10.26
第2回(S62)	熊本県	62.10.2～10.11	第14回(H11)	岐阜県	11.10.23～11.3
第3回(S63)	兵庫県	63.10.22～11.3	第15回(H12)	広島県	12.11.3～11.12
第4回(H元)	埼玉県	元.11.2～11.12	第16回(H13)	群馬県	13.11.3～11.11
第5回(H2)	愛媛県	2.10.19～10.28	第17回(H14)	鳥取県	14.10.12～11.4
第6回(H3)	千葉県	3.11.16～11.25	第18回(H15)	山形県	15.10.4～10.13
第7回(H4)	石川県	4.10.24～11.3	第19回(H16)	福岡県	未定
第8回(H5)	岩手県	5.10.8～10.17	第20回(H17)	福井県	未定
第9回(H6)	三重県	6.10.22～10.30	第21回(H18)	山口県	未定
第10回(H7)	栃木県	7.10.27～11.5	第22回(H19)	徳島県	未定
第11回(H8)	富山县	8.9.28～10.7	第23回(H20)	茨城县	未定
第12回(H9)	香川県	9.10.25～11.3			



第15回国民文化祭・ひろしま2000開会式・オープニング・フェスティバル



第24回全国高等学校総合文化祭静岡大会 総合開会式

全国高等学校総合文化祭

全国高等学校総合文化祭は、高校生の創造活動の向上と相互の交流を深めることをねらいとして、芸術文化活動の発表を行う高校生の文化の祭典です。

○開催県及び開催予定県

回(年度)	都道府県名	開催期間	回(年度)	都道府県名	開催期間
第15回(H3)	香川県	3.8.1～8.4	第23回(H11)	山形県	11.7.30～8.3
第16回(H4)	沖縄県	4.8.3～8.8	第24回(H12)	静岡県	12.8.5～8.9
第17回(H5)	埼玉県	5.8.4～8.8	第25回(H13)	福岡県	13.8.3～8.7
第18回(H6)	愛媛県	6.8.4～8.8	第26回(H14)	神奈川県	14.8.7～8.11
第19回(H7)	新潟県	7.8.4～8.8	第27回(H15)	福井県	未定
第20回(H8)	北海道	8.8.6～8.10	第28回(H16)	徳島県	未定
第21回(H9)	奈良県	9.8.7～8.11	第29回(H17)	青森県	未定
第22回(H10)	鳥取県	10.8.7～8.11			

(6) 芸術団体等の活動基盤の整備

芸術団体及び伝統文化保存団体の活動基盤の整備に対する支援を行うため、都道府県に補助

金を交付する『芸術団体等の活動基盤整備事業』を実施します。

『芸術団体等の活動基盤整備事業』では、次のような事業を支援します。

①芸術団体の創造活動の向上、伝統文化の保存伝承

- ・芸術団体がより水準の高い公演を行うための外部の指揮者・演出家・演奏家等の招へいなど
- ・伝統文化保存団体が実施する保存伝承事業への外部指導者の招へいなど

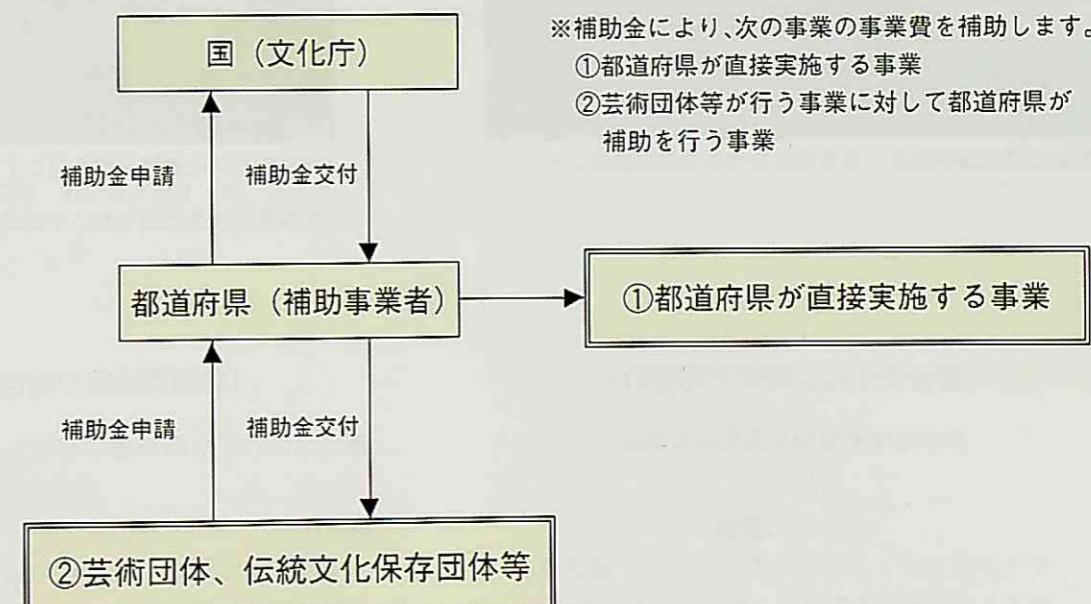
②資料整備

- ・オーケストラの楽譜や楽器、舞台芸術に関する資料の整備など
- ・伝承用映像記録等の製作、太鼓・山車などの伝統芸能用具等の整備など

③練習拠点の確保

芸術団体、伝統文化保存団体の練習場、稽古場の借料など

◆ [補助金の概要]



(7) 美術館・歴史博物館の振興

登録美術品制度

近年、我が国では美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人の数も増加しています。しかし、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われますが、それらがすべて美術館において一般に公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると考えられます。このような状況を踏まえ、平成10年12月に施



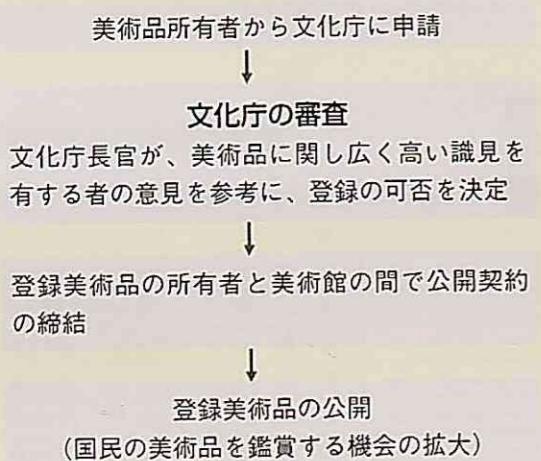
登録美術品陳列風景 東京国立近代美術館常設展にて

行された「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、登録美術品制度が発足しました。本制度は、個人や法人が所有する優れた美術品を登録して、美術館で公開することにより、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。これまで11点の美術品が登録され（平成13年3月末現在）、それぞれ美術館で公開されています。



「聖ステバノの遺骸を抱え起こす弟子たち」
ウジェーヌ・ドラクロワ作 絵画
(茨城県近代美術館において公開)

〈登録美術品公開までの流れ〉



〈登録美術品の特色〉

- 登録されても所有権は移転しない。
- 美術館において専門家の手により安全かつ適切に管理され、5年以上にわたって計画的に公開される。
- 相続税を納税する際、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易になっている。
(相続税の物納の特例措置)

芸術鑑賞機会の充実

●国立博物館・美術館巡回展

国民が優れた美術作品や文化財を身近に鑑賞できるよう、国立博物館・美術館が所蔵する優れた美術作品等によって構成した巡回展を開催します。



平成11年度 国立博物館・美術館巡回展 長野県辰野美術館

(8) 芸術文化活動を支える人材の育成

文化会館の職員や美術館・博物館の学芸員など芸術文化に携わる職員の資質能力の向上を図るために、次のような研修を行っています。又、

地域における芸術文化活動を振興するため、都道府県が行う芸術文化事業に対して専門分野の指導者を派遣しています。

研修名	主催者	期間	対象・人数	内容
全国公立文化施設アートマネージメント研修会	(社) 全国公立文化施設協会	3日間	全国の公立文化会館の管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネジメントに関する研修
ブロック別公立文化施設アートマネージメント研修会	(社) 全国公立文化施設協会 各地区公立文化施設協議会	2~3日間	各ブロックの公立文化会館に勤務する経験年数3年未満の管理運営担当職員	公演の企画・運営等アートマネジメントに関する基礎的研修
全国公立文化施設技術職員研修会	(社) 全国公立文化施設協会	3日間	全国の公立文化会館に勤務する舞台技術担当の中堅職員	照明、音響、舞台機構等舞台技術に関する研修
ブロック別公立文化施設技術職員研修会	(社) 全国公立文化施設協会 各地区公立文化施設協議会	2~3日間	各ブロックの公立文化会館に勤務する経験年数3年未満の舞台技術担当職員	照明、音響、舞台機構等舞台技術に関する基礎的研修
キューレーター実務研修	独立行政法人 国立博物館・ 独立行政法人 国立美術館	2ヶ月以上	公私立博物館、美術館の人文系の学芸担当職員等で、勤務経験が原則として5年以上の者	独立行政法人国立美術館・博物館、文化財研究所、大学の協力により、公私立博物館・美術館の学芸担当職員の資質を向上し、専門性を高めるための研修
文化庁キューレーター中級研修	文化庁	5日間×2	公私立博物館、美術館の学芸員等	
歴史民俗資料館等専門職員研修	文化庁 国立歴史民俗博物館	5日間×2	歴史民俗資料館・博物館等の専門職員で実務経験5年未満の者 50名程度	歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査、収集、保存、公開等に関する必要な専門的知識、技能の研修
指定文化財(美術工芸品)企画・展示セミナー	文化庁	5日間×2	指定文化財(美術工芸品)を公開する博物館等の学芸担当者 50名程度	有形文化財(美術工芸品)の公開に関する専門的知識、技能の研修
博物館・美術館等保存担当学芸員研修	東京文化財研究所	10日間	国公私立博物館、美術館等の学芸員で保存部門の担当者 20名程度	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習
埋蔵文化財発掘技術者研修	奈良文化財研究所	研修・課程ごとにそれぞれ異なる	地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等 計320名程度	埋蔵文化財の発掘調査に必要な一般及び専門知識と技術に関する研修

IV 文化財の保存と活用

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためになくてはならないものであるとともに、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財(美術工芸品、建造物、民俗資料)

については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財(芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能)については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じています。

また、平成8年度には、文化財保護制度を一層充実させるため、文化財保護法を改正し、従来の指定制度に加え、新たに文化財登録制度を導入しました。



国宝「木造弘法大師坐像」(教王護国寺所有)

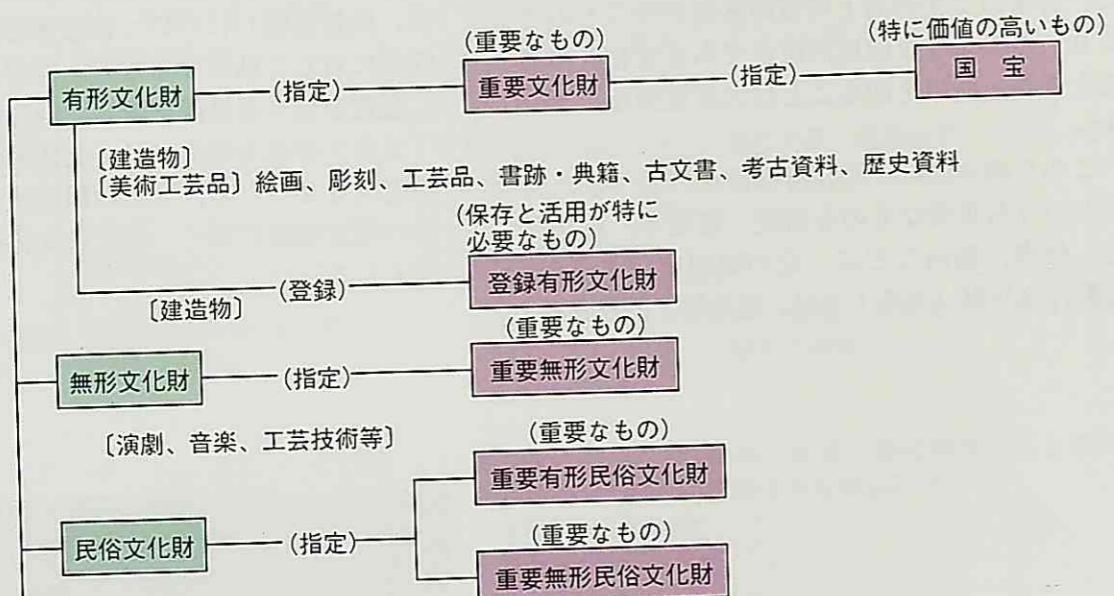


重要文化財「序の舞」(東京芸術大学保管)

(1) 文化財の保護の仕組み

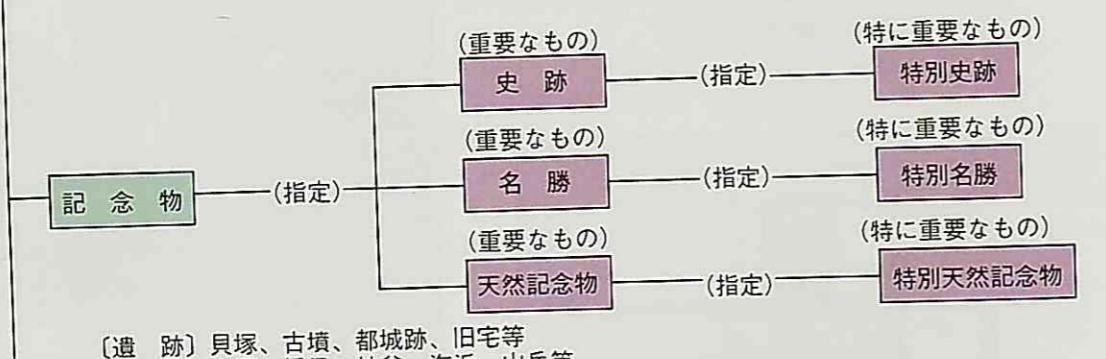
文化財保護の体系

文化財の指定・選定及び登録は、文部科学大臣が文化審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると次のようにになります。



[有形の民俗文化財] 無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家具等

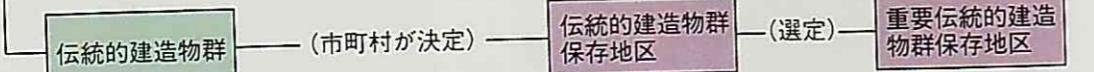
[無形の民俗文化財] 衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能



[遺跡] 貝塚、古墳、都城跡、旧宅等

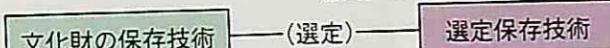
[名勝地] 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等

[動物、植物、地質鉱物]



[宿場町、城下町、農漁村等]

(保存の措置を講ずる必要があるもの)



[文化財の保存に必要な材料製作、修理・修復の技術等]

埋蔵文化財

◆文化財の指定等件数

(平成13年2月1日現在)

指 定	重要文化財 (美術工芸品) (建 造 物)	12,211 10,019 2,197	国 宝 (美術工芸品) (建 造 物)	1,056 847 209
	史跡名勝天然記念物 (史 跡) (名 勝) (天然記念物)	2,731 1,460 311 960	特別史跡名勝天然記念物 (史 跡) (名 勝) (天然記念物)	171 61 35 75
選 定	重要有形民俗文化財	196		
	重要無形民俗文化財	213		
選 定	重要無形文化財 (芸 能) (工芸技術)	(個人) 34件 (52人) 43件 (53人 [52])	(個人以外) 11件 (総合認定) 13件 (保持団体認定)	
登 録	重要伝統的建造物群 保存地区	57地区		
	選定保存技術	(個人) 41件 (44人)	(保存団体) 16件 18団体 (16)	
登 録	登録有形文化財	2,112		

※選定保存技術の保存団体には重複認定があり、() 内の数は実団体数を示す。

※重要無形文化財 (工芸技術) には2分野の重要無形文化財の保持者に認定されている者がおり、() 内の数は実人数を示す。

◆重要無形文化財の保持者

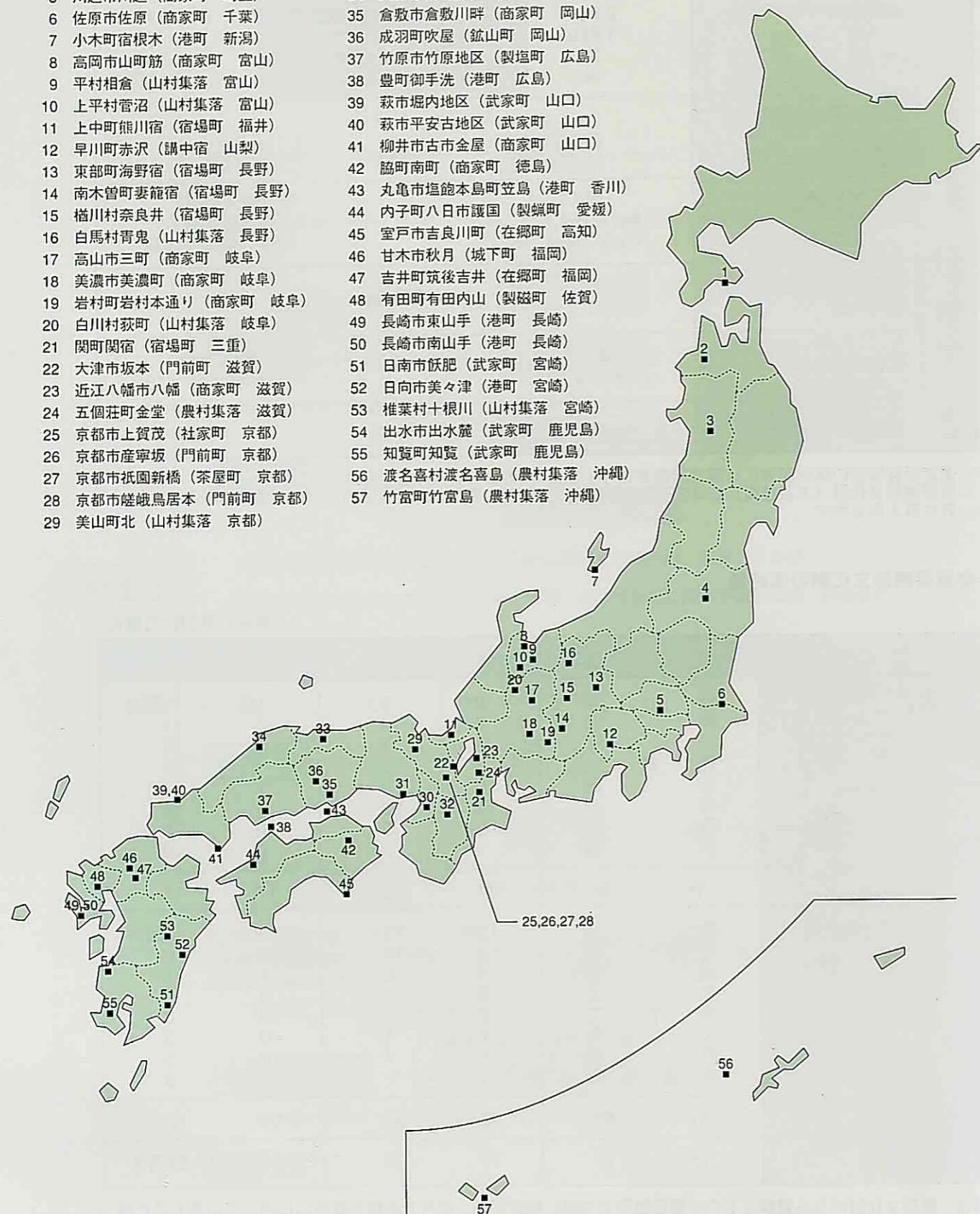
(平成13年2月1日現在)

	種 類	個 人	団 体		
芸 能	雅能 文歌 歌舞 組音 舞演	0件 7 3 5 0 16 2 1	0人 9 7 9 0 22 3 2	1件 1 1 1 1 6 0 0	1団体 1 1 1 1 6 0 0
	小 計	34	52	11	11
工 芸 技 術	陶 染 漆 金 木 人 撥 竹 漉 手 形 鏤 和 紙	13件 14 5 6 2 1 1 1 1	13人 16 6 10 5 1 1 1 1	3件 6 1 0 0 0 0 0 3	3団体 6 1 0 0 0 0 0 0 3
	小 計	43	53	13	13
	合 計	77	105	24件	24団体

(注) 無形文化財のうち重要なものが重要無形文化財に指定され、これらの技を高度に体現しているものが保持者又は保持団体に認定されている。このうち個人の保持者は「人間国宝」と一般的に呼ばれている。

重要伝統的建造物群保存地区一覧

- 1 函館市元町末広町（港町 北海道）
- 2 弘前市仲町（武家町 青森）
- 3 角館町角館（武家町 秋田）
- 4 下郷町大内宿（宿場町 福島）
- 5 川越市川越（商家町 埼玉）
- 6 佐原市佐原（商家町 千葉）
- 7 小木町宿根木（港町 新潟）
- 8 高岡市山町筋（商家町 富山）
- 9 平村相倉（山村集落 富山）
- 10 上平村菅沼（山村集落 富山）
- 11 上中町熊川宿（宿場町 福井）
- 12 早川町赤沢（講中宿 山梨）
- 13 東部町海野宿（宿場町 長野）
- 14 南木曾町妻籠宿（宿場町 長野）
- 15 楢川村奈良井（宿場町 長野）
- 16 白馬村青鬼（山村集落 長野）
- 17 高山市三町（商家町 岐阜）
- 18 美濃市美濃町（商家町 岐阜）
- 19 岩村町岩村本通り（商家町 岐阜）
- 20 白川村荻町（山村集落 岐阜）
- 21 関町関宿（宿場町 三重）
- 22 大津市坂本（門前町 滋賀）
- 23 近江八幡市八幡（商家町 滋賀）
- 24 五個荘町金堂（農村集落 滋賀）
- 25 京都市上賀茂（社家町 京都）
- 26 京都市産寧坂（門前町 京都）
- 27 京都市祇園新橋（茶屋町 京都）
- 28 京都市嵯峨鳥居本（門前町 京都）
- 29 美山町北（山村集落 京都）
- 30 富田林市富田林（寺内町 大阪）
- 31 神戸市北野町山本通（港町 兵庫）
- 32 檜原市今井町（寺内町 奈良）
- 33 倉吉市打吹玉川（商家町 鳥取）
- 34 大田市大森銀山（鉱山町 島根）
- 35 倉敷市倉敷川畔（商家町 岡山）
- 36 成羽町吹屋（鉱山町 岡山）
- 37 竹原市竹原地区（製塙町 広島）
- 38 豊町御手洗（港町 広島）
- 39 萩市堀内地区（武家町 山口）
- 40 萩市平安古地区（武家町 山口）
- 41 柳井市古市金屋（商家町 山口）
- 42 脇町南町（商家町 徳島）
- 43 丸亀市塙飽本島町笠島（港町 香川）
- 44 内子町八日市護国（製蠣町 愛媛）
- 45 室戸市吉良川町（在郷町 高知）
- 46 甘木市秋月（城下町 福岡）
- 47 吉井町筑後吉井（在郷町 福岡）
- 48 有田町有田内山（製磁町 佐賀）
- 49 長崎市東山手（港町 長崎）
- 50 長崎市南山手（港町 長崎）
- 51 日南市飫肥（武家町 宮崎）
- 52 日向市美々津（港町 宮崎）
- 53 椎葉村十根川（山村集落 宮崎）
- 54 出水市出水麓（武家町 鹿児島）
- 55 知覧町知覧（武家町 鹿児島）
- 56 渡名喜村渡名喜島（農村集落 沖縄）
- 57 竹富町竹富島（農村集落 沖縄）



(2) 文化財登録制度の導入

近年、近代を中心とした多様かつ大量の文化財について、その歴史的重要性の認識が高まるとともに、開発の進展、生活様式の変化等により、これらの文化財が社会的評価を受ける間もなく、消滅の危機にさらされている状況にあります。

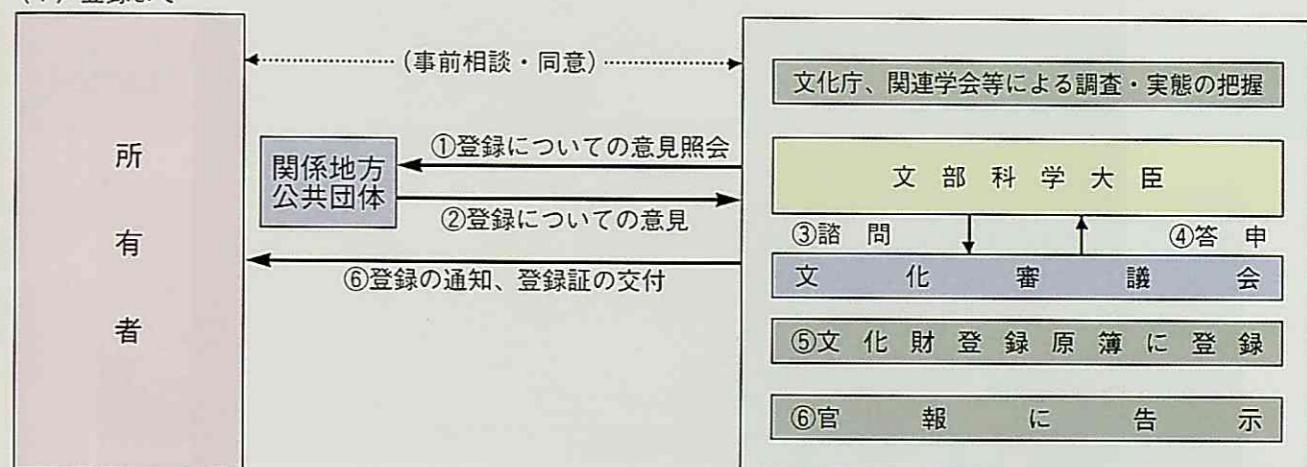
国民の貴重な財産である文化財を幅広く後世に引き継いでいくためには、文化財の保護手法

の多様化を図り、文化財保護制度の充実を図る必要があります。

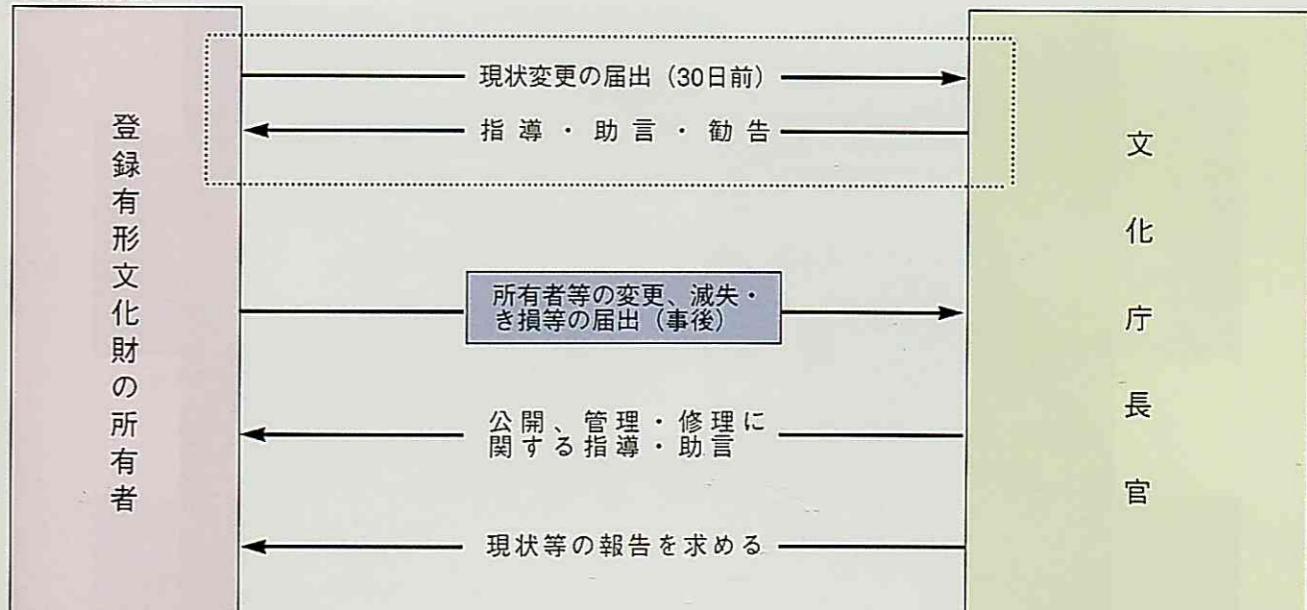
このため、平成8年6月に文化財保護法の一部を改正し、国及び地方公共団体の文化財指定制度を補完する制度として、届出制と指導・助言・勧告を基本とした緩やかな保護措置を講ずる文化財登録制度を建造物について導入しました。

◆文化財登録制度の概要

(1) 登録まで



(2) 登録後



〔支援措置〕

- ・改修のための設計監理費1/2補助
- ・固定資産税（家屋について1/2以内の軽減）
- ・地価税（1/2の軽減）
- ・日本政策投資銀行の低利融資

(3) 文化財保護のための施策

近代の文化遺産の保存と活用

近年における社会経済情勢の変化に伴い、歴史的な評価が定まらず損壊の危機にある近代の文化遺産の適切な保護を図るために、平成6年9月から、近代の文化遺産の保存と活用の方について調査研究を行い、平成8年7月には

保護のあり方及び保護を進めるまでの重点課題がまとめました。

これを受け、従来の指定基準を改め、指定の促進を図るとともに、全国的な所在調査を行うなど、近代の文化遺産の保護を行っています。



重要文化財「横利根閘門」(茨城県稲敷郡東町) (提供:国土交通省)



重要文化財「本庄水源地堰堤水道施設」(広島県呉市)

世界遺産

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえのない遺産として保護していくこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。平成13年4月現在162か国が締結しており、日本は平成4年に締結しています。本年は、フィンランドのヘルシンキにて世界遺産委員会

が開催される予定です。

世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき、顕著な普遍的価値を有する遺産を世界遺産に登録しています。世界遺産リストを作成しています。日本からは文化遺産9件、自然遺産2件の合計11件が世界遺産に登録されています。

世界遺産一覧表に登録されているもの（平成13年4月現在）

- | | | |
|---------------------|--------|-------------------------|
| 〔文化遺産〕 ○法隆寺地域の仏教建造物 | ○姫路城 | ○古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市) |
| ○白川郷・五箇山の合掌造り集落 | ○原爆ドーム | ○厳島神社 |
| ○古都奈良の文化財 | ○日光の社寺 | ○琉球王国のグスク及び関連遺産群 |
| 〔自然遺産〕 ○屋久島 | ○白神山地 | |



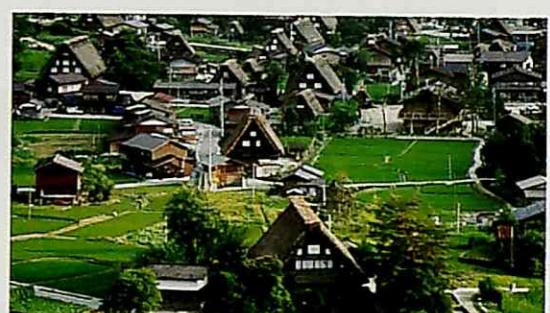
「法隆寺地域の仏教建造物」



「姫路城」



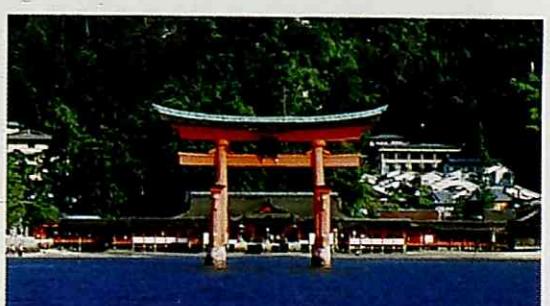
「古都京都の文化財 (京都市、宇治市、大津市)」



「白川郷・五箇山の合掌造り集落」



「原爆ドーム」



「厳島神社」



「古都奈良の文化財」



「日光の社寺」



「琉球王国のグスク及び関連遺産群」(中城城跡)

震災対策

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、文化財も多数の被害を受けました。文化庁では、被害を受けた重要文化財である建造物等の復旧等に全力で取り組み、大きな被害を受けた重要文化財建造物等85件すべての復旧工事が

完了しました。

また、その被害状況にかんがみ、重要文化財(建造物、美術工芸品)の耐震性能の向上や有効な防災対策、災害発生時の安全対策について基本的な指針や手引を策定しました。

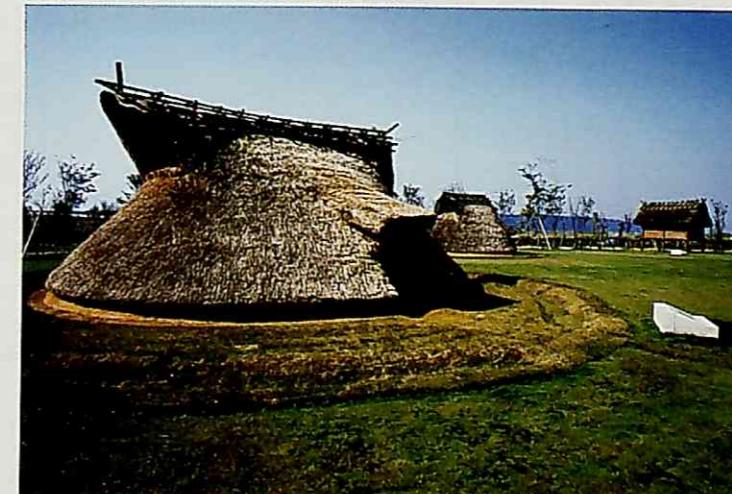


阪神・淡路大震災で被害を受け、平成10年3月に復旧した重要文化財
「旧神戸居留地十五番館」(兵庫県神戸市)

その他の施策

このほか、文化財の保存と活用のために、文化庁では次のような様々な施策を実施しています。

施 策	概 要	平成13年度予算額
(1) 国宝・重要文化財等の保全事業の促進等		106億5,365万円
①建造物・美術工芸品の保存修理等	国有文化財の保存修理等に要する経費及び所有権又は管理団体等が行う重要文化財の保存修理、防災施設等の設置に対して補助	68億3,447万円
②国宝・重要文化財等の買上げ	国宝・重要文化財等の散逸を防止するため、国が直接購入	25億1,256万円
③伝統的建造物群の保存修理等	市町村が行う重要伝統的建造物群保存地区(歴史的集落・町並み)内の建造物等の保存修理、防災施設の設置等に対する補助	8億4,451万円
④伝統文化の活用促進	貴重な文化財の活用を図るため、公演事業や公開事業などを行う経費	4億6,211万円
(2) 伝統芸能等の伝承		94億8,049万円
①無形・民俗文化財伝承助成等	文化財の保存技術の後継者養成のための経費及び無形文化財、民俗文化財並びに文化財保存技術の伝承事業に対する補助	11億6,425万円
②日本芸術文化振興会運営費補助等	伝統芸能の公開、伝承者養成等を目的として、日本芸術文化振興会が設置する国立劇場の運営に要する経費の補助等	83億1,624万円
(3) 史跡等整備・活用		241億3,229万円
①史跡等公有化助成	史跡等を開発から保存し、活用を図るため、地方公共団体が行う史跡等の公有化に対して補助	151億5,543万円
②史跡等整備・活用事業	史跡等について保存修理、防災施設設置等の整備、及び公開活用面に重点を置いた「地方拠点史跡等総合整備事業」「歴史の道整備活用推進事業」等に対する補助等	48億8,857万円
③埋蔵文化財調査等の充実	開発事業と埋蔵文化財との調整を図るため、個人等が行う事業について、地方公共団体が行う調査に対する補助及び発掘調査・出土品等の管理・展示学習機能等を備えた施設建設に対する補助	40億8,829万円



史跡「吉崎・次場遺跡」(石川県羽咋市) 復元された弥生時代の集落

V 著作権制度の概要

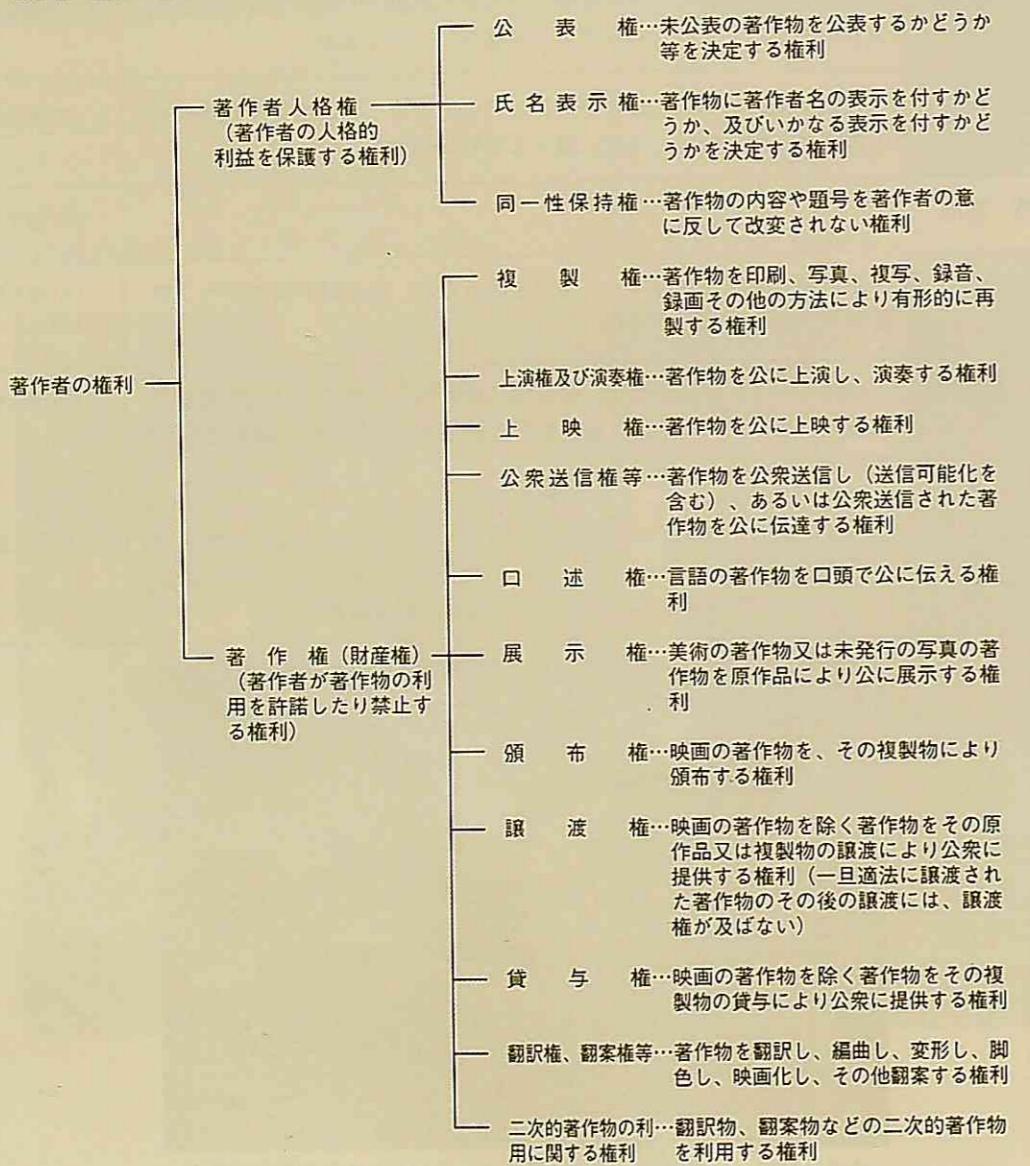
(1) 我が国の著作権制度

著作権制度は、文芸、音楽などの著作物の著作者に対して、その人格的又は財産的利益の保護を図るとともに、文化的所産たる著作物を人々が適切に享受することにも配慮しつつ、文化の発展に寄与することを目的としています。

◆著作者の権利

著作物	小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム等
著作者	著作物を創作した者
著作者の権利の発生	著作者の権利は、著作物を創作した時点で発生する（無方式主義）。
著作権の保護期間	原則として、著作物の創作の時から著作者の死後50年間を経過するまでの間

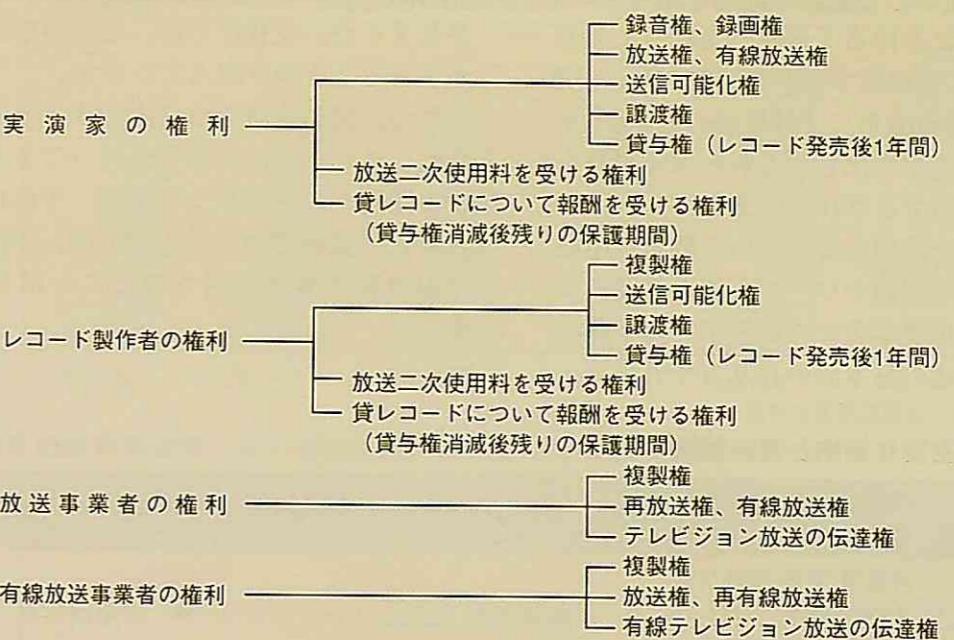
著作者の権利の内容



◆著作隣接権

著作隣接権	著作物を公衆に伝達する者に与えられる権利
著作隣接権の発生	著作隣接権は、実演、放送、有線放送を行った時点及びレコードに音を収録した時点で発生する（無方式主義）。
著作隣接権の保護期間	実演・放送の行われたとき、レコードに音が収録されたときから50年間

著作隣接権の内容（実演、レコード、放送、有線放送の利用を許諾したり禁止する権利）



(2) 最近の著作権法の主な改正

我が国の著作権法は、明治32年に制定され、昭和45年に全面改正されました。最近では、レコードレンタル業の出現、コンピュータ・プログラム、データベースなどの新しい保護対象

の出現、海賊版対策の強化、デジタル方式の複製などの技術革新などに伴う社会情勢の変化に対応して、次のような著作権制度の改善を行っています。

法律名	改正の概要	施行
著作権法の一部を改正する法律（昭和59年法律第46号）	貸与権の創設等	60. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（昭和60年法律第62号）	コンピュータ・プログラムの著作権法上の保護の明確化等	61. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（昭和61年法律第64号）	データベースの著作権法上の保護の明確化、有線送信に関する規定の整備、有線放送事業者の保護等	62. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（昭和63年法律第87号）	海賊版に関する規定の整備、著作隣接権の保護期間の延長等	63.11.21
著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第43号）	実演家保護条約の締結に伴う規定の整備	元.10.26
著作権法の一部を改正する法律（平成3年法律第63号）	レコードの保護強化等	4. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（平成4年法律第106号）	私的録音録画に係る補償金制度の導入	5. 6. 1
著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成6年法律第112号）	世界貿易機関協定の締結に伴う規定の整備	8. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（平成8年法律第117号）	著作隣接権の保護対象の適切的拡大、写真の著作物の保護期間の延長等	9. 3.25
著作権法の一部を改正する法律（平成9年法律第86号）	インターネット送信に係る権利の創設、同一構内での有線送信に係る権利の拡大、送信に関する規定の整備	10. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（平成11年法律第77号）	技術的保護手段の回避に係る規制、権利管理情報の改変等の規制、譲渡権の創設、上映権の対象の拡大、演奏権に係る経過措置の廃止	11.10. 1 12. 1. 1
著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第56号）	視聴覚障害者のための著作物の利用に係る権利制限規定の拡充、裁判手続の充実及び罰則の強化等	13. 1. 1

VI 国語に関する施策の推進

(1) 国語施策の改善

国語に関する問題については、これまで国語審議会が中心となって審議検討を行い、様々な改善を図ってきたところです。国語審議会においては、従来、主として表記の問題を取り上げ、一般の社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「常用漢字表」(昭和56年)、「現代仮名遣い」(昭和61年)、「外来語の表記」(平成3年)などの答申を出し、これらはいずれも内閣告示・内閣訓令とされています。

また、今日的な課題となっている敬語を中心とする言葉遣いの問題やワープロ等の普及による表外漢字(常用漢字表にない漢字)の字体の問題、国際化時代の日本語の在り方や外来語・

外国語増加の問題、日本人の姓名のローマ字表記の問題については、平成12年12月、「現代社会における敬意表現」、「表外漢字字体表」及び「国際社会に対応する日本語の在り方」が答申されました。文化庁では、この答申の趣旨が生かされるよう取り組んでいます。

なお、国語審議会は平成12年末をもって廃止され、これまで同審議会が行っていた国語に関する問題への対応については、平成13年1月から新たに設置された文化審議会(国語分科会)で引き続き審議検討されることになっています。

◆国語審議会の主要な答申と実施状況

詰問	詰問当時の内閣告示・訓令	答申	現行の内閣告示・訓令
国語施策の改善の具体策について(昭41.6)	当用漢字表(昭21.11) 当用漢字音訓表(昭23.2) 当用漢字字体表(昭24.4)	常用漢字表(昭56.3)→ 改定送り仮名の付け方(昭47.6)→ 改定現代仮名遣い(昭61.3)→ その他上記に関連する事項	常用漢字表(昭56.10) 送り仮名の付け方(昭48.6) 現代仮名遣い(昭61.7) 外来語の表記(平3.2)→
新しい時代に応じた国語施策の在り方について(平5.11)		・現代社会における敬意表現 ・表外漢字字体表 ・国際社会に対応する日本語の在り方 (姓名のローマ字表記の問題) (外来語・外国語増加の問題)	外来語の表記(平3.6)

(2) 外国人等に対する日本語教育の推進

近年、我が国における外国人の増加や国際交流の進展により、日本語を学習している外国人は、国内で約9万3千人(図-16)、海外で約210万人(図-17)に上っています。国内外の日本語学習者の増大や学習目的の多様化等に対応し、コミュニケーション言語としての日本語学習の振興を図るとともに、文化発信の基盤としての日本語教育の積極的な推進を図っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、関係省庁等との連携・協力を図るとともに、文部科学省・文化庁では、留学生に対する日本語教育、日本語教員の養成、外国人日本語能力試験や日本語教育能力検定試験への助成、日本語教育施設の質的向上を図っているほか、就学生に対する学習奨励費(奨学金)の支給、公立学校の教員を日本語指導教員として海外に派遣する事業(REXプログラム)の実施、日本語教育支援総合ネットワ

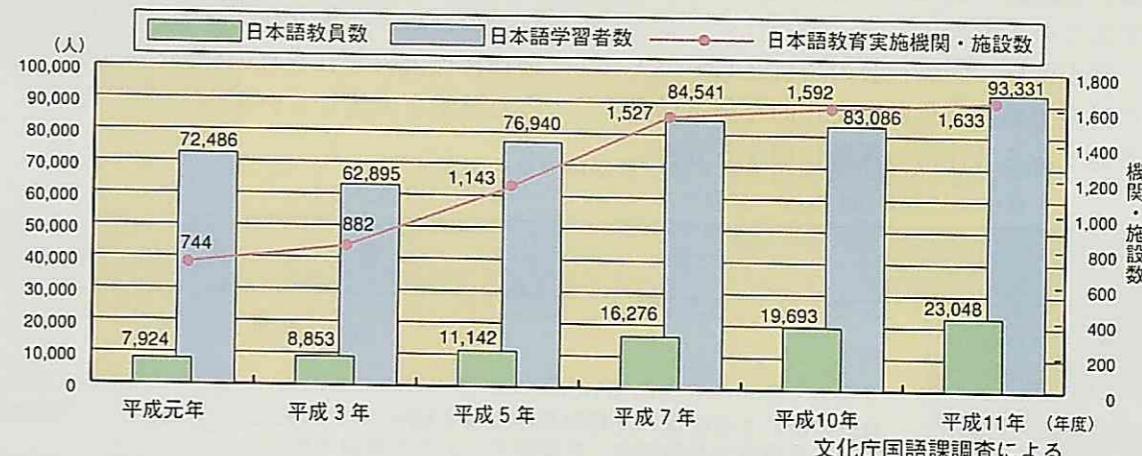
ーク・システムの構築を行うなど、外国人に対する日本語教育振興のための諸施策を講じています。

また、新たに地域の特性に応じた日本語教育推進体制の整備を図るため、日本語ボランティアに対して指導的な役割を果たす指導員に対す

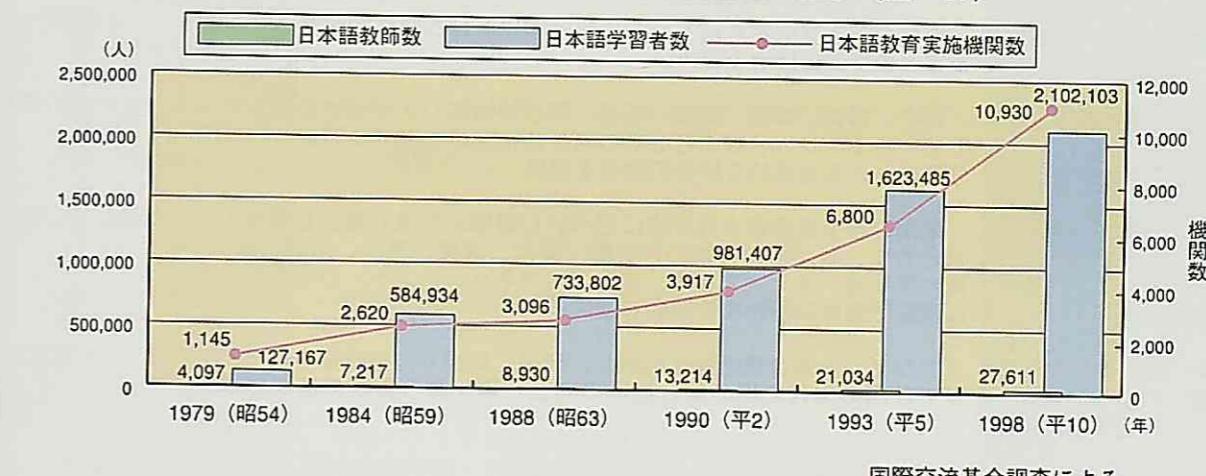
る養成研修等を行い、地域日本語教育活動を充実することにしています。

さらに、独立行政法人国立国語研究所においては、現職日本語教員の研修をはじめ、指導内容・方法に関する研究や教材開発を行っています。

◆国内の日本語教育機関数、日本語教員数、日本語学習者数の推移(図-16)



◆海外の日本語教育機関数、日本語教師数、日本語学習者数の推移(図-17)



外国人に対する日本語授業風景(写真提供 (社)国際日本語普及協会)

VII 國際文化交流の推進

国際化の進展に伴い、我が国の文化活動は国際的な広がりを持つようになっています。同時に、国内外の様々な評価にもさらされるようになっており、芸術文化の水準を向上させるためには、国際的な交流がますます重要なものとなってきています。

また、我が国は、国際社会の一員として、人類共通の財産である文化財や文化的な創造活動の法的基盤である著作権の保護に関する分野に

おいて、積極的な協力が求められてきています。文化庁では、こうした国際貢献が、文化財の保存・修復技術の向上や、諸外国との相互理解の促進と協力関係の強化に繋がっていくものと考えています。

このため、芸術文化の振興、文化財保護及び著作権保護のそれぞれの分野において、次のような施策を実施しています。

施 策	概 要	平成13年度予算額
1 芸術家・専門家の派遣、招へい等		
(1) 海外優秀芸術家等招へい事業	海外の優れた芸術家、文化財専門家等を招へいし、我が国の芸術家等に対する指導や共同制作・共同研究による交流等を実施。	2,680万円
(2) 芸術フェローシップ ①海外芸術家招へい研修	海外の若手芸術家を招へいし、我が国における研修や我が国若手芸術家との交流の機会を提供。	6,650万円
②芸術家在外研修	美術、音楽、舞蹈、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術、アートマネージメント分野の各分野の若手芸術家等を海外に派遣し、専門分野における実践的な研修の機会を提供。	2億2,863万円
③日米芸術フェローシップ	米国の若手芸術家を我が国に招へいし研修・交流の機会を提供するとともに、我が国の芸術の各分野（美術、音楽、舞蹈、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術、アート・マネージメント）の若手芸術家に米国で実地に研修する機会を提供。	3億8,751万円
④現代舞台芸術アジア協力事業 【新国立劇場】	アジアから舞台技術者を招致し、新国立劇場で技術研修を行い、アジア各国の現代劇場の舞台技術の向上と現代舞台芸術の振興に資する。	977万円
2 展覧会、公演等による交流		
(1) 国際芸術交流推進 (アーツプラン21)	海外フェスティバルへの参加や国際フェスティバルの開催及び国際共同制作公演など国際芸術交流に対する支援を行う。	15億5,128万円
(2) 芸術祭(国際共同公演)	文化庁の主催公演として、海外の優秀な芸術団体と共作・共演により実施する。	4,800万円
(3) 映画に関する国際交流	世界各地の国際映画祭への参加に伴う経費に対する助成を行う。	※ 1
(4) 海外展	欧米、アジア各国において、日本の優れた文化財を紹介する海外展を開催。	8,230万円
(5) 博物館等海外交流古美術展	我が国の国立博物館（東京、京都、奈良）と日本古美術品を所蔵している海外の博物館等との間で日本古美術品等を中心とした交流展を相互に開催。	※ 2
(6) 日韓文化交流展準備	2002年サッカーワールドカップ共催に向けての文化交流展開催のための企画・調査、研究者等の交流を行う。	768万円

※ 1 は独立行政法人国立美術館の運営費交付金において実施 ※ 2 は独立行政法人国立博物館の運営費交付金において実施

施 策	概 要	平成13年度予算額
(7) 國際民俗芸能フェスティバル	日本の民俗芸能とそれに関連する海外の民俗芸能を一堂に集め、民俗芸能公演やシンポジウムを開催。	5,397万円
(8) 国民文化国際交流事業	国民文化祭及び全国高等学校総合文化祭を中心として、海外の青少年及びアマチュア文化活動の指導者等の招へい、派遣及び研修事業を実施。	1億1,149万円
3 文化遺産保存修復協力		
I 世界遺産等文化財保護協力全般		
(1) アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業	アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の充実を図るために、①文化財保護関連データベースの構築、②文化財保護計画の策定等の研修、③世界遺産に関する国際会議の開催を行う。	6,492万円
(2) 国際文化財保護協力機関連携推進事業	文化財保存修復研究国際センター（イクロム）との連携協力を推進し、文化財保護に関する国際協力を推進するため、同センターに文化庁等の職員を派遣する。	707万円
(3) 世界遺産保護推進費	世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的な専門家会議へ参画していく。	3,599万円
(4) 国際文化財保存修復協力センター運営 【東京文化財研究所】	世界の文化財の保護修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の養成などの国際協力を実施する。	※ 3
(5) 国際シンポジウムの開催等 【東京文化財研究所】	各国の文化財保護に関する現状及びその対策についての発表及び討論を行うため、国内外の研究者を招へいし、国際シンポジウムやセミナーを開催する。	※ 3
II 技術協力・共同研究		
(6) 中国文化財保存修復に関する調査・研究 【東京文化財研究所】	中国敦煌莫高窟の壁画・龍門石窟の仏像等の保存修復のための中共同研究等を実施。	※ 3
(7) スミソニアン研究機構との国際研究交流 【東京文化財研究所】	米国のスミソニアン研究機構と文化庁との間で文化財の保存修復に関する国際的・学術的な研究交流・協力を実施。	※ 3
(8) アンコール文化遺産保護に関する研究協力 【奈良文化財研究所】	アンコール文化遺産保護に携わるカンボジアの研究者と、保存修復及び環境整備等を中心とする共同研究を実施。	※ 3
(9) 在外日本古美術品修復協力事業 【東京文化財研究所】	海外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品で緊急に修復を必要とする絵画、工芸品類の優品を対象として調査研究及び修復協力をを行う。	※ 3
(10) 文化財の保存修復に関する国際共同研究 【東京文化財研究所】	屋外文化財の環境及び劣化状況調査と保存対策に関する国際共同研究を実施。	※ 3
(11) 文化財の保存を目的としたレンガの劣化現象と保存対策に関する調査研究 【東京文化財研究所】	近年急速に劣化現象が進んでいる国内外のレンガ造文化財の保存に関する研究及び対策の開発を実施。	※ 3

※ 3 は独立行政法人文化財研究所の運営費交付金において実施

施 策	概 要	平成13年度予算額
(12) 文化財における環境汚染の影響と修復技術の研究協力 【東京文化財研究所】	近年、深刻な問題になっている環境汚染から文化財を保護するため、これらの問題を抱えた中国や韓国等と協力して共同研究を実施。	※ 3
(13) 文化財保護に関する日独学術交流 【東京文化財研究所】	歴史的建造物等文化財材質の劣化機構の解明と適切な保存方法に関する共同研究。科学的な調査研究法に関しての人的交流や研究会の開催を行う。	※ 3
(14) 中南米諸国文化財保存協力事業 【東京文化財研究所】	中南米諸国の遺跡や歴史的建造物の劣化状況の調査及び保存対策と修復計画に関する研究協力	※ 3
(15) アジアにおける古代都城遺跡の研究と保存に関する研究協力 【奈良文化財研究所】	考古学的な調査法を駆使し遺跡の性格を正しく把握するとともに保存整備に対する基本構想を作成し、日本の都城研究への活用、アジア各国の都城遺跡の研究と保存に資する。	※ 3
(16) 東アジアにおける生産遺跡の調査研究協力 【奈良文化財研究所】	中国河南省文物考古研究所、韓国国立文化財研究所と中国・韓国の生産遺跡等について考古学的手法を用いた調査・共同研究等を行う。	※ 3
III 招へい研修		
(17) 在外日本古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業	日本古美術品を所蔵している欧米の博物館等の修理技術者、学芸員と日本の修理技術者、学芸員との間で、日本古美術品の取扱い及び保存・管理に関する研究協力をを行う。	2,063万円
(18) アジア諸国文化財の保存修復等協力事業	アジア諸国の文化財保存修復等に係る技術協力を実施するとともに、相手国専門家等の招へい研修を行い、修復技術者等との研究交流及び人材養成を図る。	1,235万円
(19) 国際修復研修事業 【東京文化財研究所】	ICRROMとの共催で各国の文化財保存修復関係者を日本に招き、絵画・工芸品などの日本の文化財の修復技術について研修を実施する。	※ 3
(20) 文化財保護分野・博物館等における地方自治体職員の国際協力・交流の支援	諸外国の文化財保護行政担当者、遺跡発掘の技術者、博物館・美術館の専門職員等の地方自治体への受入れ事業を支援。	401万円
4 著作権分野での協力事業		
(1) アジア地域著作権制度普及促進事業 (APACEプログラム)	WIPO(世界知的所有権機関)との協力により研修事業、国際シンポジウム等を実施。	3,794万円
(2) 海賊版防止対策事業	国内専門家によるタスク・フォースの設置、現状、問題点の分析、現地の視察・調査等を実施し、権利者がアジア諸国で「民事」「刑事」の対抗措置をとりやすくすることにより、海外における著作権侵害行為の防止を図る。	1,478万円
5 国際文化交流の推進		
(1) 国際文化交流行政ネットワークの構築	国際的な文化行政担当者のネットワークの構築を図り、文化庁の国際文化交流施策の企画立案機能の強化及び交流のための国際的な協力・連携体制の確立を図る。	3,311万円

※ 3 は独立行政法人文化財研究所の運営費交付金において実施

◆最近の海外古美術展の開催状況

展示会の名称	会場・会期	主 催 者	内 容
黄金の美術 サムライと豪商の文化	スペイン ベラスケス宮殿 6.11.22~7.2.19	文化庁 国際交流基金 スペイン王国文化省	スペイン帝国の最盛期、フェリペ2世と同時代の豊臣秀吉に焦点を当て、当時の文化の交流、武士や商人を中心とした生活文化及び美術を紹介する。
信仰と美 日本美術4000年の歴史を辿る	イタリア ローマ市立展示館 7.11.15~8.1.15	文化庁 国際交流基金 ローマ市立展示館 イタリア共和国外務省	縄文時代から室町時代に至る時代を、宗教と共に生活に根ざした文化及び鑑賞芸術を中心に、日本人が心のよりどころとした造形美術品で構成する展覧会。
桃山の美術展	アメリカ ダラス美術館 8.9.8~12.1	文化庁 国際交流基金 サンアンドスター1996 ダラス美術館	日本文化の中でも独自な文化を築いた桃山時代に焦点をあて、大胆で力強い特色を備えた豪華絢爛な桃山文化の美を紹介する。
日本仏教美術の宝庫—奈良・興福寺—展	フランス グラン・パレ 8.9.20~12.9	文化庁 国際交流基金 フランス国立美術館連合 パリ日本文化会館	7世紀後半に創建された、我が国を代表する寺院、興福寺に焦点をあて、当寺院が所蔵する奈良時代や鎌倉時代の仏像を中心に、我が国の仏教美術の精華を紹介する。
日本の陶器展	タイ タイ国立博物館 9.1.22~3.16	文化庁 佐賀県 国際交流基金 タイ国芸術総局	17世紀中頃に、日本の陶磁器が東南アジアを経由し、盛んにヨーロッパに輸出された。本展は、歴史的にもかかわりが深いタイで、17世紀から18世紀の最盛期を迎えた有田で生産された磁器作品を中心に展示。
日本仏教彫刻展 —ジャパン・ソサエティー・ギャラリー創立90周年—	アメリカ ジャパン・ソサエティー・ギャラリー 9.5.15~7.6	文化庁 ジャパン・ソサエティー	飛鳥時代から南北朝時代までの約800年間に渡る各時代の代表的な作品で構成され、日本での仏教信仰の展開や日本彫刻史の流れを紹介する。
百濟觀音—日本の古代彫刻一展 (日仏国宝級美術品交換展示)	フランス ルーブル美術館 9.9.10~10.13	文化庁 国際交流基金 仏国文化省 ルーブル美術館 在仏日本大使館	飛鳥時代を代表する木彫像で、我が国で作られたものながら、百濟國からもたらされたという伝承から百濟觀音の通称で国民に親しまれている国宝の木造觀音菩薩立像一躯を展示。
日本の原始美術—繩文土器—展	マレーシア マレーシア国立博物館 9.10.9~11.30	文化庁 国際交流基金 マレーシア国立博物館	日本文化の基盤とも言うべき縄文時代の各種の遺物から特に造形的に比類のない繩文土器を中心に展示。
皇室名宝展—フリーア美術館創立75周年—	アメリカ アーサー・M・サックラー美術館 9.12.14~10.3.8	宮内庁、文化庁 国際交流基金 スミソニアン国立研究機構フリーア美術館/アーサー・M・サックラー美術館	宮内庁で所蔵する国宝・重要文化財クラスの作品を含む多数の美術品及び御物の中から、平安時代から近代までの絵画及び書跡を厳選し、我が国の優れた美術品を展示。
現代日本の伝統陶芸展	トルコ 絵画と彫刻美術館 10.5.2~5.20 トルコ・イスラム美術館 10.6.1~6.30	文化庁 国際交流基金 トルコ共和国文化省 在トルコ共和国日本大使館	明治時代以降の日本を代表する作家の作品を展覧し、日本の陶磁器の伝統を受け継ぎ発展させた現代の技と美を紹介。

展示会の名称	会場・会期	主催者	内容
縄文展	フランス パリ日本文化会館 10.9.29~10.11.28	文化庁 国際交流基金 パリ日本文化会館 パリ日本文化会館支援教会	日本文化の基層ともいべき縄文時代文化遺物の中から魅力的な造形を示す土器・土製品を選び、さらに工芸技術史上重要と考えられる装身具を加え、展示。
江戸：日本の美術 1615-1668展	アメリカ ナショナル・ギャラリー 10.11.15~11.2.15	文化庁 国際交流基金 ナショナル・ギャラリー	江戸時代を代表する各分野の代表的名品や江戸時代の人々の生活を謳歌するエネルギーと文化的洗練さとを表現する作品を展示。
大仏の光の中で： 奈良・東大寺の 宝物	ドイツ ケルン東洋美術館 11.9.11~11.11.10	文化庁 国際交流基金 ケルン市東洋美術館	我が国の代表的古代寺院である東大寺が現在まで伝えてきた絵画・彫刻等の文化財を展示し、併せてその現在でも生きている活動を紹介
現代日本の伝統 工芸	フィリピン メトロポリタン美術館 11.12.11~12.2.19	文化庁 国際交流基金 メトロポリタン美術館	明治時代以降の陶磁器・染織品・竹工品・漆工品の日本を代表する作家の代表的な作品を展示
日本とオランダの 出会い 一日蘭交流400周年記念	オランダ ライデン国立民族学博物館 12.6.16~12.9.17	文化庁 国際交流基金 ライデン国立民族学博物館	デ・リーフデ号の漂着した1600年を起点とし、幕末に至るまでの間に制作された絵画・工芸品のうち、オランダに関わる事物あるいは人物を題材とした作品を中心に展示
本阿弥光悦	アメリカ フィラデルフィア美術館 12.7.29~12.10.29	文化庁 国際交流基金 フィラデルフィア美術館	本阿弥光悦が制作に関わった様々な作品を通して日本独自の桃山文化の美を紹介
日本文物精華展	中国 上海博物館 13.1.20~13.3.20	文化庁 奈良国立博物館 上海博物館	縄文時代から室町時代にわたる考古、絵画、彫刻、書跡、工芸品の名品を展示し、「日本文化」を紹介



「本阿弥光悦」展



文化情報総合システムの整備

今日、高度情報通信社会の構築が進みつつあり、一方で、国民の文化志向の高まりと広がりが見られます。

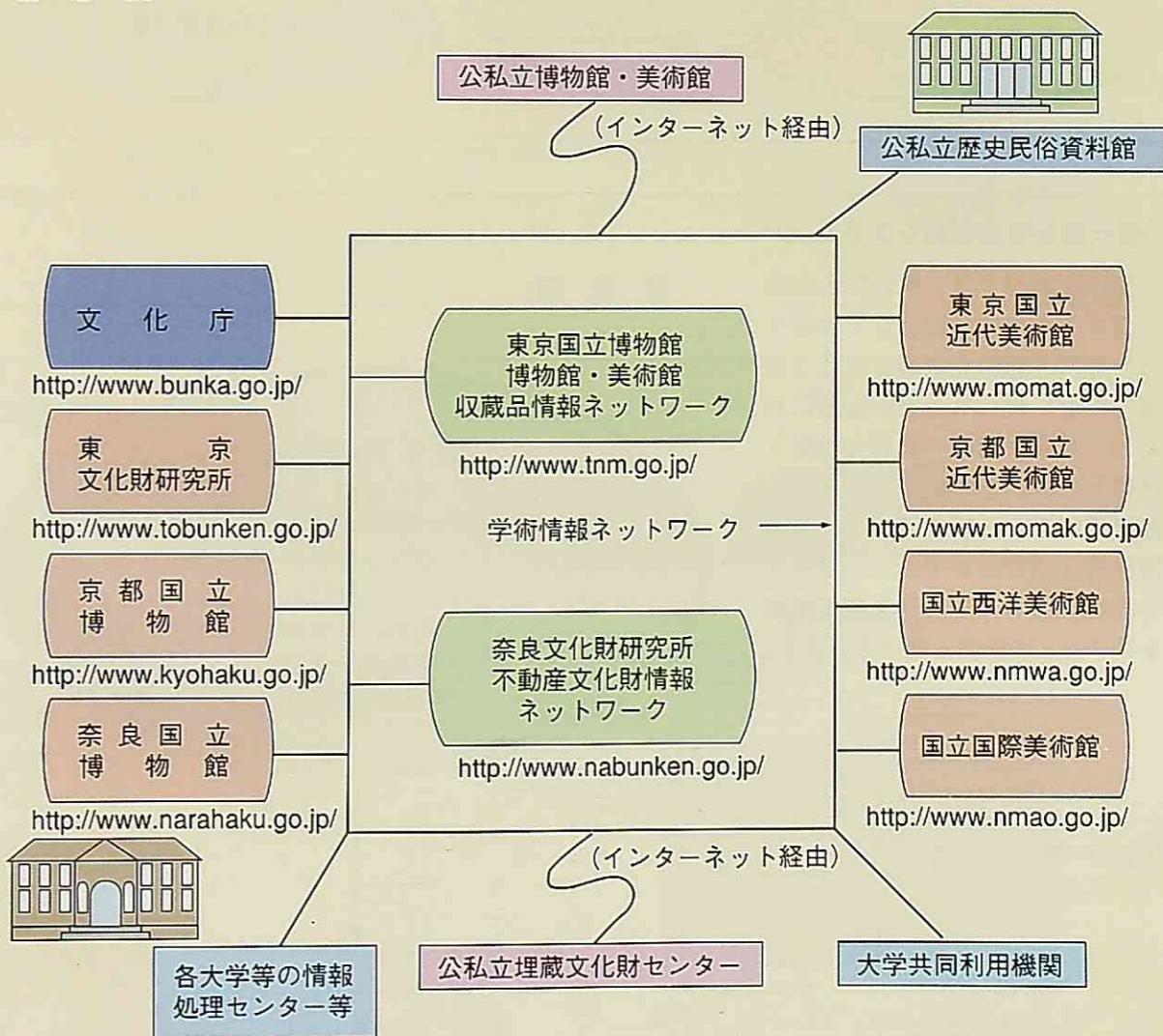
文化庁では、文化に関する情報を国内外に総合的に提供・発信するため、文化情報総合シス

テムの整備を進めています。文化情報総合システムは、次の4つの情報システムからなっています。また、その窓口として、平成9年5月より文化庁のホームページを公開しています。

①文化財情報システム・美術情報システム

文化庁、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人文化財研究所では、各機関が所有する所蔵品や文化財に関する情報をデータベース化し、各機関がインターネットを利用して情報を国内外に提供する「文化財情報システム・美術情報システム」の構築を進めています。また、将来的には、全国レベルでの総合的な検索システムの構築を目指しています。

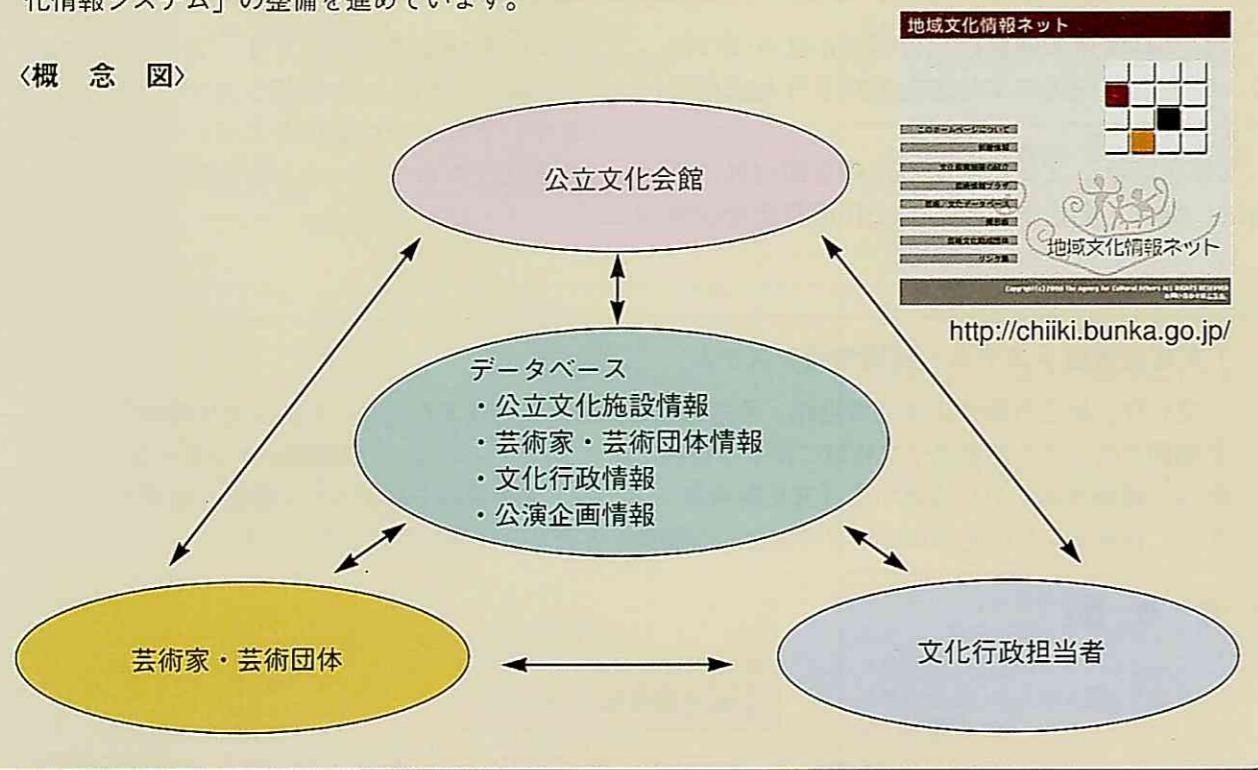
<構想図>



②地域文化情報システム

地方公共団体や公立文化施設が文化に関する施策の立案や公演事業を企画するために必要な情報を提供するとともに、芸術団体と公立文化会館の相互で芸術文化情報の交流を促進するため、「地域文化情報システム」の整備を進めています。

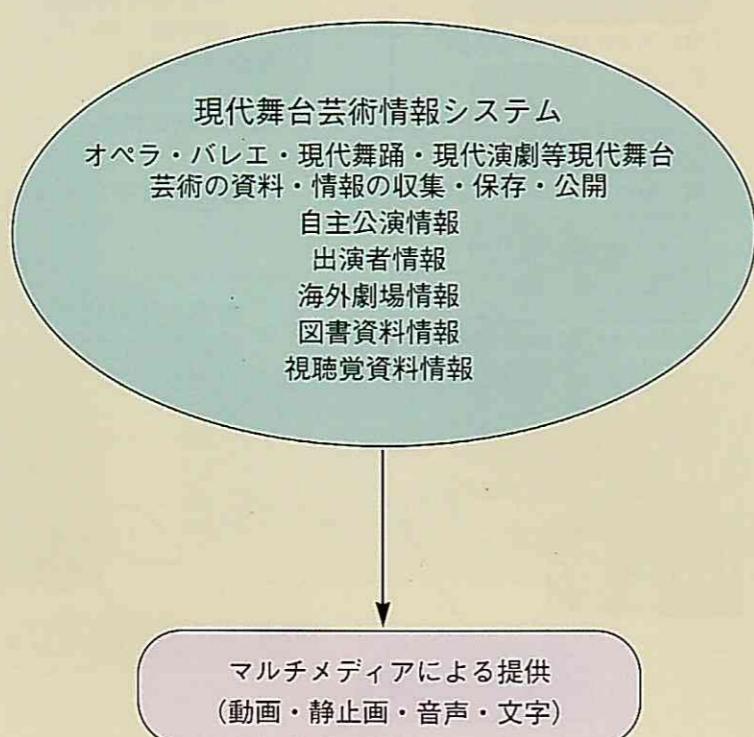
〈概念図〉



③現代舞台芸術情報システム

新国立劇場では、現代舞台芸術に関する中核的施設として機能するため、新国立劇場における公演を中心に現代舞台芸術全般にわたって必要な情報・資料を収集・保存し、マルチメディアにより一般の愛好者から芸術家・文化会館関係者・研究者まで幅広く提供する機能をもつ「現代舞台芸術情報システム」の整備を進めています。

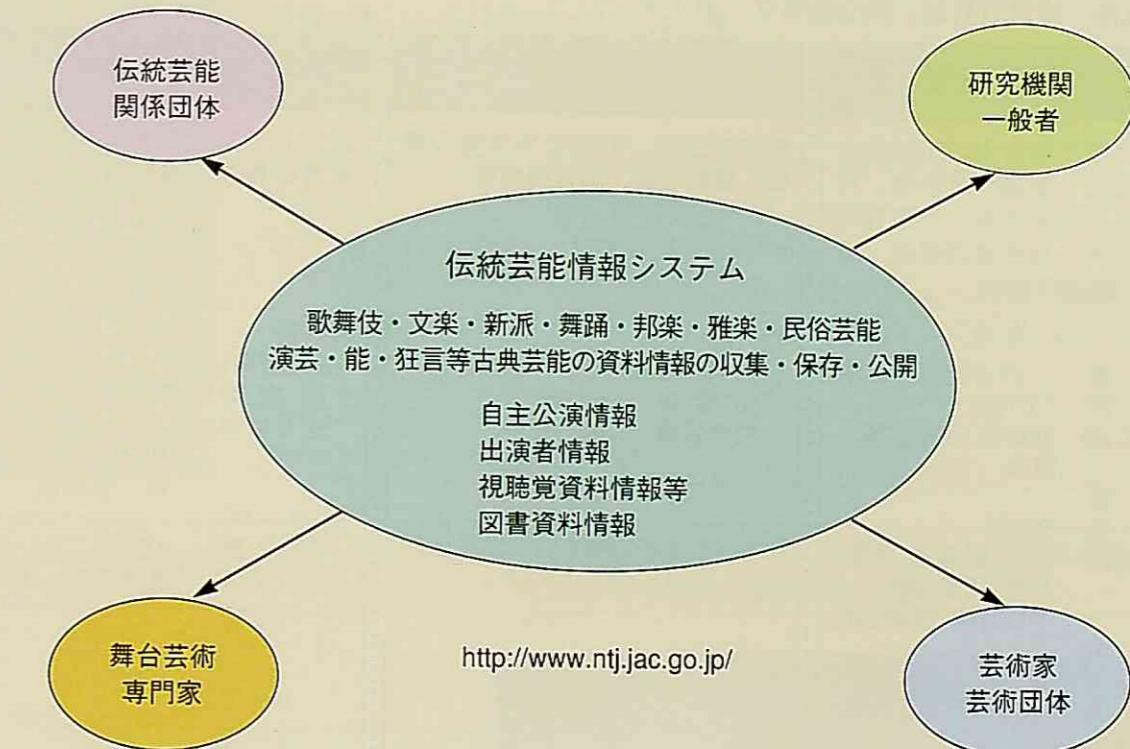
〈構想図〉



④伝統芸能情報システム

国立劇場では、我が国の伝統芸能に関する諸活動を円滑に進展させることを目的として、国立劇場等での公演記録をはじめとする伝統芸能に関する各種情報のデータベースを作成し、一般の愛好者から伝統芸能関係団体・舞台芸術専門家・各研究機関・各劇場まで幅広く提供できる機能をもつ「伝統芸能情報システム」の構築整備を進めています。

〈構想図〉



文化庁ホームページ

文化庁に関する情報の提供のほか、国指定文化財の情報の公開等を行うとともに、国立の文化施設等とリンクさせ、それらの紹介を行っています。また、共通索引システムにより、国内外の様々な文化財や美術品の情報を検索できるようにしています。

《ホームページ・アドレス》

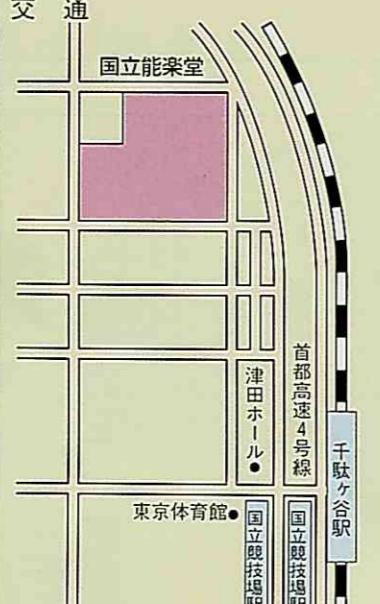
<http://www.bunka.go.jp/>



IX 国立文化施設等

(1) 国立劇場

国立劇場は我が国の伝統芸能の保存及び振興を目的として昭和41年11月に開場しました。昭和54年以降、演芸資料館、国立能楽堂、国立文

国立劇場本館・演芸資料館	国立能楽堂	国立文楽劇場
主として我が国古来の伝統的な芸能（雅楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞、民俗芸能、大衆芸能等）の公演、伝承者の養成、資料収集、調査研究等	能楽の公演、能楽の伝承者の養成、資料収集、調査研究等	主として文楽の公演、文楽の伝承者の養成、資料収集、調査研究等
施設 〈大劇場〉 総席数 1,616席 主な公演 歌舞伎、民俗芸能、雅楽 〈小劇場〉 総席数 594席 主な公演 文楽、歌舞伎、舞踊、邦楽、民俗芸能、中世芸能、琉球芸能 〈演芸場〉 総席数 300席 主な公演 寄席（落語その他）	施設 〈能舞台〉 座席数 591席 主な公演 能、狂言	施設 〈文楽劇場〉 総席数 753席 主な公演 文楽、舞踊、邦楽、民俗芸能、大衆芸能、歌舞伎 〈小ホール〉 座席数 159席 主な公演 大衆芸能、邦楽
交通  <p>●麹町警察署 新宿通り 地下鉄半蔵門線 半蔵門駅 地下鉄有楽町線 半蔵門線 南北線 永田町駅 地下鉄有楽町線 半蔵門線 南北線 永田町駅 最高裁判所 青山通り 内堀通り 永田町駅 国立国会図書館 国会議事堂 JR「千駄ヶ谷」駅下車、徒歩10分 地下鉄半蔵門線「半蔵門」駅下車、徒歩5分</p>	交通  <p>新宿通り 国立能楽堂 津田ホール 首都高速4号線 千駄ヶ谷駅 JR「千駄ヶ谷」駅下車、徒歩5分 地下鉄大江戸線「国立競技場」駅徒歩5分</p>	交通  <p>松屋町筋 道頓堀川 地下鉄千日前線 三和銀行 日本橋駅 (地下鉄堺筋線) JR「日本橋」駅下車、7号出口より東へ徒歩1分</p>
〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号 TEL (03) 3265-7411	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号 TEL (03) 3423-1331	〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目12番10号 TEL (06) 6212-2531

(2) 新国立劇場

我が国のオペラ、バレエ、現代舞踊、現代演劇などの現代舞台芸術振興の拠点となる新国立劇場は、平成9年10月の開場後、積極的な公演活動を行っています。

新国立劇場は、特殊法人日本芸術文化振興会が設置し、弾力的な運営を図るため（財）新国立劇場運営財団に管理運営を委託しています。

事業	○公演事業 …… 現代舞台芸術の公演 ○研修事業 …… 現代舞台芸術にかかる舞台芸術家や舞台技術者等の研修 ○調査情報事業 …… 現代舞台芸術情報の収集・公開
施設の概要	○所在地 〒151-0071 渋谷区本町1丁目1番1号（京王新線初台駅すぐ） TEL 03-5351-3011 http://www.nntt.jac.go.jp/ ○延床面積69,474m ² 敷地面積 28,688m ² オペラ劇場(1,810席) …… オペラ、バレエを中心とした劇場、四面舞台 中劇場(1,038席) …… 演劇、現代舞踊を中心とした劇場、四面舞台 小劇場(440席) …… 実験的な演劇等の劇場、可変自由
予算	○平成12年度……5,432百万円 ○平成13年度……5,378百万円

新国立劇場周辺を文化的な環境として一体的に整備するため、民間地権者9社が、コンサートホール、ギャラリー等を新国立劇場の隣に設置。



京王新線（都営新宿線乗入）初台
（中央口）徒歩1分 ※京王線は
まりません
都高速4号線新宿ランプすぐ
約860台収容の駐車場有り

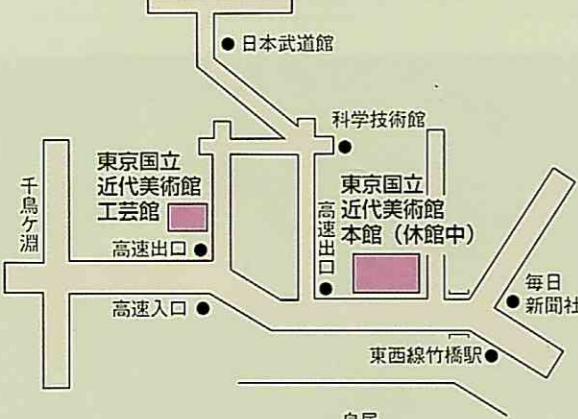


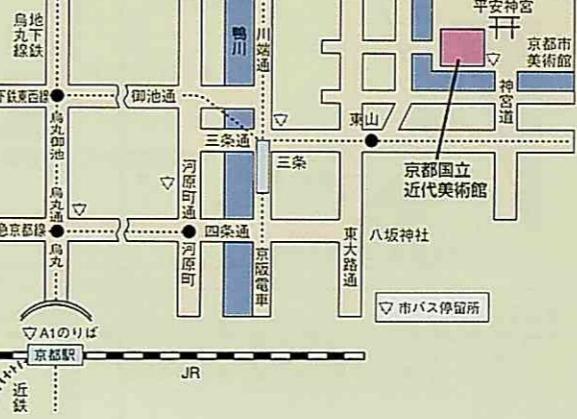
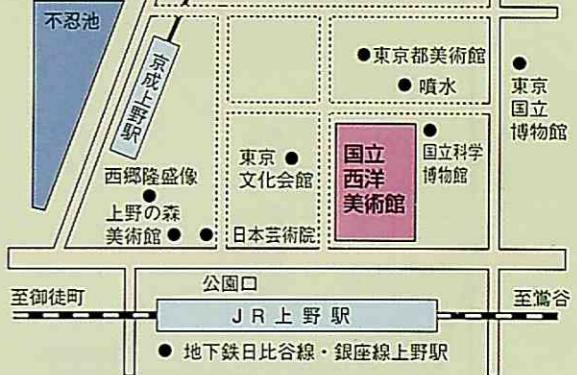
オペラ「夕鶴」©三枝近志

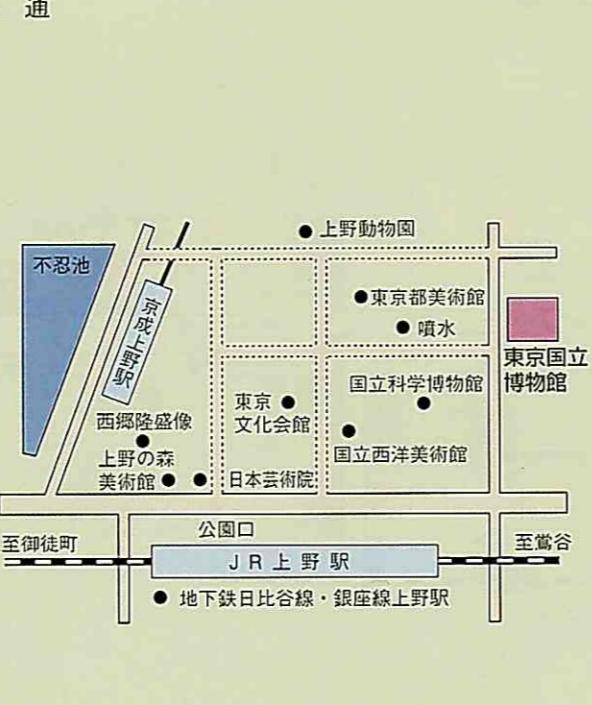


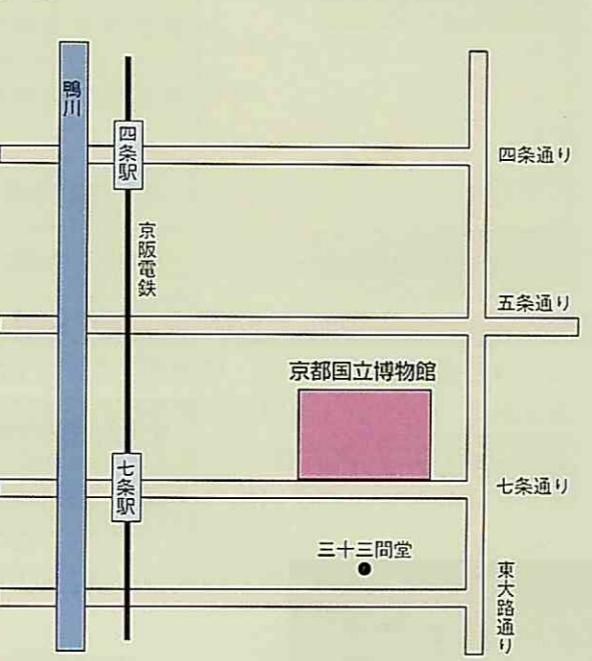
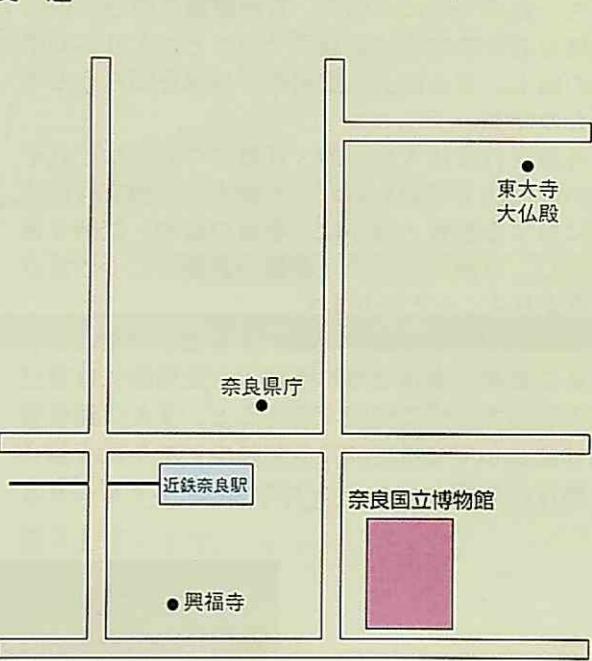
バレエ「くるみ割り人形」©瀬戸秀美

(3) 独立行政法人国立美術館・博物館

東京国立近代美術館 (美術館本館・工芸館)	東京国立近代美術館 (フィルムセンター)
近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究（美術館本館は増改築工事のため平成14年1月まで休館中）	日本及び世界の映画フィルムや映画関係資料の収集、保存及びこれらに関する調査研究
開館時間 ー10:00～17:00 [入館16:30まで] (夜間開館) ー10:00～20:00 [入館19:30まで] 美術館のみ実施 原則として春分の日から秋分の日までの毎週金曜日	開映時刻 ー大ホール／火～金 15:00、18:30 土・日・祝 13:00、16:00 小ホール／各種事業用として使用 展示室／火～日 10:30～18:00
休館日 ー毎週月曜 [月曜日が休日の場合その翌日] 年末年始 [12月28日～1月4日]	休館日 ー1月曜日 年末年始 [12月28日～1月4日]
交通	交通
	
[地下鉄東西線 「竹橋」駅下車、 美術館 徒歩3分・工芸館徒歩10分]	[JR「東京」「有楽町」駅下車、徒歩10分 地下鉄銀座線「京橋」駅下車、徒歩1分 都営浅草線「宝町」駅下車、徒歩1分]
(美術館京橋事務所) 〔平成13年9月まで〕 〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6 TEL (03) 3561-1400(代) 〔平成13年10月から〕 〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3 TEL (03) 3214-2561(代) (工芸館) 〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園1 TEL (03) 3211-7781(代)	〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6 TEL (03) 3561-0823(代)

京都国立近代美術館	国立西洋美術館
近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究	フランス政府から寄贈返還された松方コレクション及びその他の西洋美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究
開館時間 ー9:30～17:00 [入館は16:30まで] (夜間時間) ー原則として4月～10月の毎週金曜日 ー9:30～20:00 [入館は19:30まで]	開館時間 ー9:30～17:00 [入館は16:30まで] (夜間時間) ー毎週金曜日 ー9:30～20:00 [入館は19:30まで]
休館日 ー毎週月曜 [月曜日が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月28日～1月4日]	休館日 ー1月曜日 年末年始 [12月28日～1月4日]
交通	交通
	
[地下鉄東西線 「東山」駅下車、徒歩5分]	[JR「上野」駅下車徒歩2分]
〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町 (岡崎公園内) TEL (076) 761-4111	〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7 TEL (03) 3828-5131

国立国際美術館	東京国立博物館
日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究	日本及び東洋諸地域の有形文化財の収集・保管・展示、調査研究及び教育普及事業等
開館時間 10:00~17:00 [入館は16:30まで]	開館時間 9:30~17:00 [入館は16:30まで] (夜間開館) 4月~9月の毎週金曜日 9:30~20:00 [入館は19:30まで]
休館日 一毎週水曜日 [水曜が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月28日~1月4日]	休館日 一毎週月曜日 [月曜が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月26日~1月3日]
交通 	交通 
〒556-0826 大阪府吹田市千里万博公園10-4 TEL (06) 6876-2481	〒110-8712 東京都台東区上野公園13番9号 TEL (03) 3822-1111

京都国立博物館	奈良国立博物館
主として平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした有形文化財の収集・保管・展示、調査研究及び教育普及事業等	主として仏教美術品の有形文化財の収集・保管・展示、調査研究及び教育普及事業等
開館時間 9:30~17:00 [入館は16:30まで] ただし、4月~5月までは9:00~16:30 [入館は16:00まで] (夜間開館) 特別展覧会及び特定の展覧会期間中 毎週金曜日9:30~20:00 [入館は19:30まで] 金曜日以外の日（休館日を除く） 9:30~18:00 [入館は17:30まで]	開館時間 9:30~17:00 [入館は16:30まで] (夜間開館) 4月最後の金曜日~11月の第2金曜日 1月の第2月曜日の前日、節分の日、3月12日、8月15日、12月17日 9:30~19:00 [入館は18:30まで]
休館日 一毎週月曜日 [月曜が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月26日~1月3日]	休館日 一毎週月曜日 [月曜が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月26日~1月3日]
交通 	交通 
〒605-0931 京都市東山区茶屋町527 TEL (075) 541-1151	〒630-8213 奈良市登大路町50番地 TEL (0742) 22-7771

(4) 研究所

独立行政法人 国立国語研究所	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的調査研究	
独立行政法人 文化財研究所	東京文化財研究所	主として日本・東洋の美術、芸術の調査研究及び文化財の保存に関する科学的な調査及び修復材料、技術の開発に関する研究
	奈良文化財研究所	主として歴史、美術、建造物の実物に即した調査研究及び平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査

(参考)

独立行政法人

従来文化庁の施設等機関であった国立博物館、国立美術館、国立国語研究所、国立文化財研究所は、平成13年4月から独立行政法人に移行しました。

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の一環として導入されるものであり、国の行政事務を政策の企画立案事務と実施事務に区別し、実施事務のうち一定のものについて、行政組織外の独立の法人格を有する主体に実施させることにより、効率性の向上、質の向上、透明性の確保を図ろうとするものです。

各独立行政法人の目的・任務についてはそれぞれの設置法令で定められ、主務大臣の独立行政法人に対する監督・関与は、事前の監督・統制を極力廃し、事後チェック（業績の評価）にその重点が置かれることとなります。

この制度の下では、組織や業務運営が柔軟に行えることや、寄付金等を受け入れた場合には自己収入として自由に使用できること、また、運営費交付金として交付される予算について年度を超えた執行が可能となることなどのメリットがあります。



東京国立博物館（平成館）

(5) 日本芸術院

文化庁に特別の機関として日本芸術院が置かれています。

日本芸術院

芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関。

(6) 国立文化施設の整備

新国立美術展示施設（ナショナル・ギャラリー）（仮称）

美術への関心の高度化、美術活動の活発化・多様化、国際化の進展等に応えるため、全国的な公募展や大型企画展などを開催できる新しい国立美術展示施設を整備することが重要な課題となっています。

このため、「新国立美術展示施設（ナショナ

ル・ギャラリー）（仮称）」を天皇陛下御在位十年を記念して整備することとし、平成12年度は基本設計を完了しました。平成13年度は、実施設計を完了するとともに、建設工事に着手する予定となっています。

（計画概要）

○施設規模

約45,000m²（駐車場を含む）

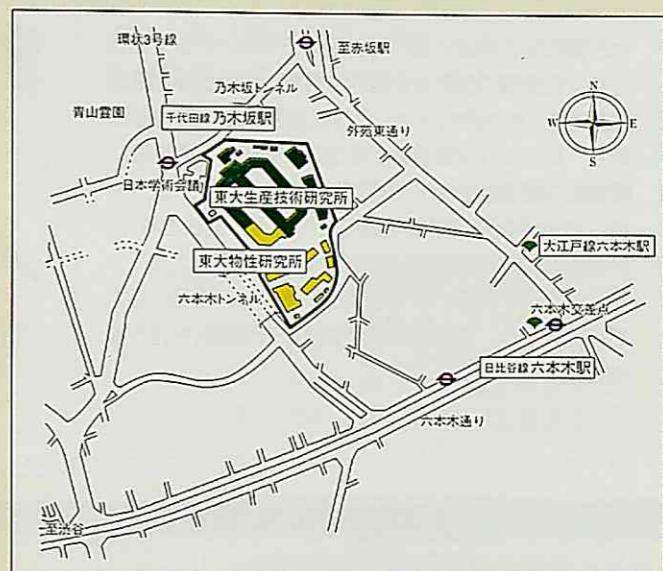
うち、展示部門 約22,700m²

（展示室 約14,000m²）

○設置場所

東京大学六本木地区の移転跡地の一部

（30,000m²）



国立国際美術館の移転新築

国立国際美術館は、昭和52年に設置され、以来、内外の現代美術を収集しながら、現代美術を中心においた展示活動を行うことを通じて、世界の美術の新しい動向を幅広く紹介してきました。

国立国際美術館の建物は、昭和45年に開催さ

れた日本万国博覧会の万博美術館を活用して設置されたもので、建物の老朽化等の課題が生じたため、大阪市中之島に移転新築されることになりました。平成11年1月から新館建築工事に着手しています。

（計画概要）

○施設規模

約13,500m²

うち、展示部門 約4,150m²



地上のエントランスゲートのオブジェは、空へと伸びる竹の生命力を詩的に表現したものです。

九州国立博物館（仮称）

文化庁では、社会の変化に対応した国立博物館等の整備に関して全国的な視野から総合的な検討を進め、「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しい視点を持った「九州国立博物館（仮称）」を福岡県太宰府市に設置することとしました。

九州国立博物館（仮称）の構想の基本

- わが国の文化形成において影響のあった、アジア諸国との文化交流の歴史を全国的な視野から扱う博物館。
- 考古資料・歴史資料を中心とした文化財の収集・展示、調査・研究及び学習活動が総合的に機能する博物館。
- 博物館の諸活動全般が、国際化、情報化、学際化され、特に展示活動及び学習活動にその成果が反映される、いわゆる“生きている”博物館。
- 国と博物館が設置される地域とが連携し、相互に協力をを行いながら、博物館の諸活動及び管理運営を行う博物館。

【九州国立博物館（仮称）外観透視図（南面）】



国立組踊劇場（仮称）

国の重要無形文化財「組踊」を中心とする沖縄伝統芸能の保存振興と、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点となる「国立組踊劇場（仮称）」の設立準備を進めています。



設置場所
浦添市小湾地区

「組踊」について

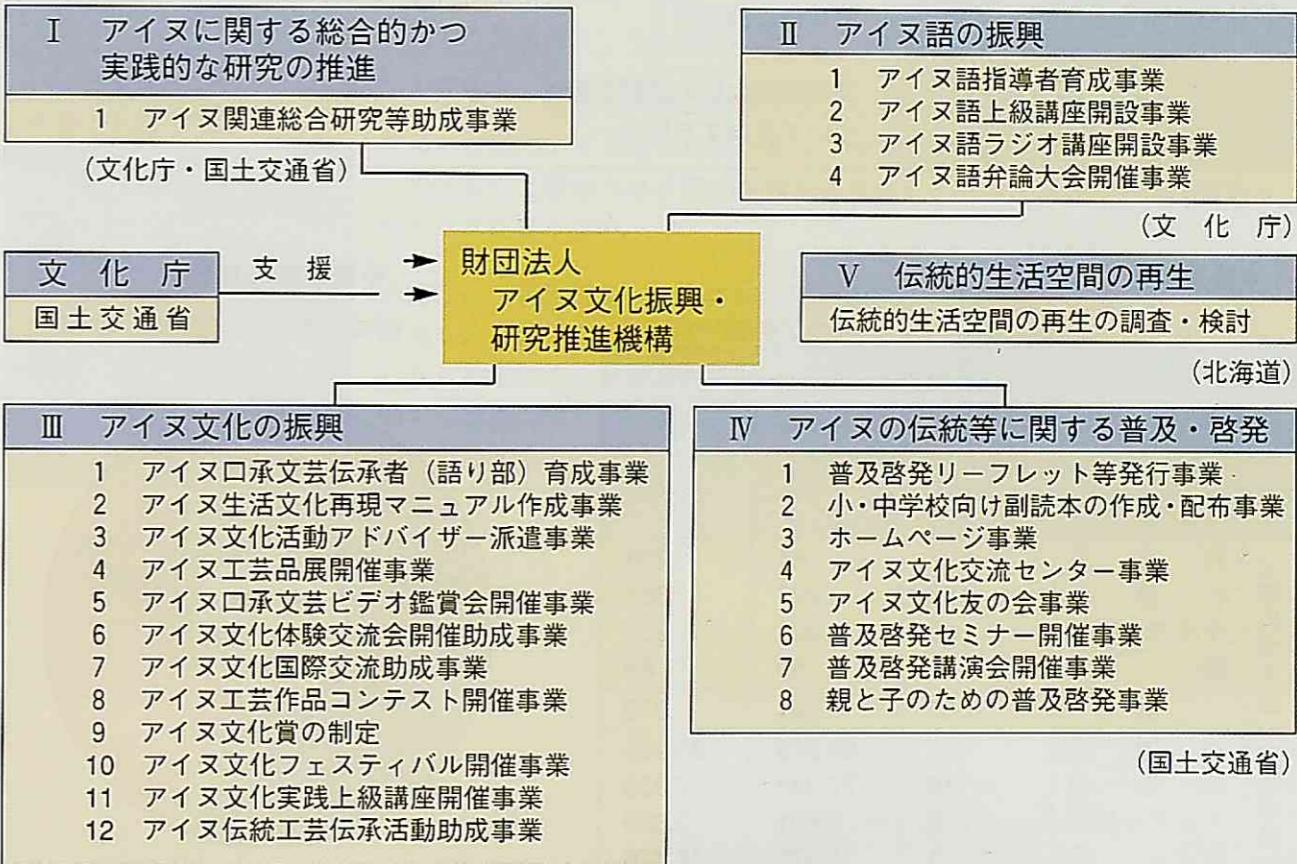
組踊は、沖縄独自の音楽舞踊劇で、抒情的な琉歌を三線で歌いあげて登場人物の心理・心象を描出し、舞踊家（役者）は、科白（しぐさ・せりふ）をもって物語の筋を展開させる。

X アイヌ文化の振興

が成立しました。

また、アイヌ文化の振興等を目的に設立され、本法の規定に基づく業務を行うものとして国が指定した「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」の行う、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の普及及びアイヌ文化の復元、再生、伝承、普及、国内外との交流の促進、優れたアイヌ文化活動の表彰・顕彰、アイヌに関する情報の収集・提供、文化交流などからなる事業についての支援を通じてアイヌ文化の振興等を図っています。

◆事業体系図（平成13年度事業）



アイヌ文化フェスティバル

XI 宗教法人と宗務行政

(1) 宗務行政の推進

宗教法人制度の適正な運用と、宗教法人の適正な管理運営を確保するため、文化庁では以下のような事業を行っています。

事業	内容
宗教法人法の施行のこと	宗教法人の設立、規則の変更、合併、任意解散の認証など
宗教法人の管理運営の指導	都道府県の宗務行政に対する指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会等の実施、指導書の作成など
宗教関係資料の収集	宗教年鑑、宗務時報など、宗教に関する統計資料の収集、作成。宗教事情の調査など
宗教法人審議会	文部科学大臣の諮詢を受け、宗教法人の規則等の不認証等の案件について答申する機関

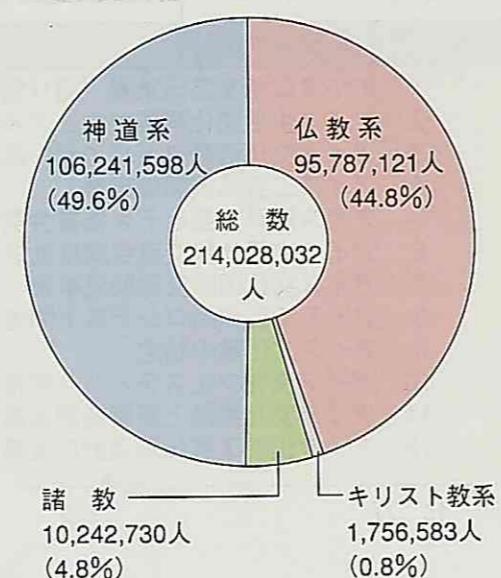
◆宗教法人数

(平成11年12月31日現在)

区分 所轄 系統	包 括 宗教法人			合 計
	単 位 宗教法人	合 計	合 計	
文部科学大臣	神 道 系	139	84	223
	仏 教 系	157	227	384
	キリスト教系	59	224	283
	諸 教	30	59	89
	計	385	594	979
都道府県知事	神 道 系	7	85,279	85,286
	仏 教 系	10	77,345	77,355
	キリスト教系	8	3,831	3,839
	諸 教	1	15,475	15,476
	計	26	181,930	181,956
合 計		411	182,524	182,935

◆我が国の信者数

(平成11年12月31日現在)



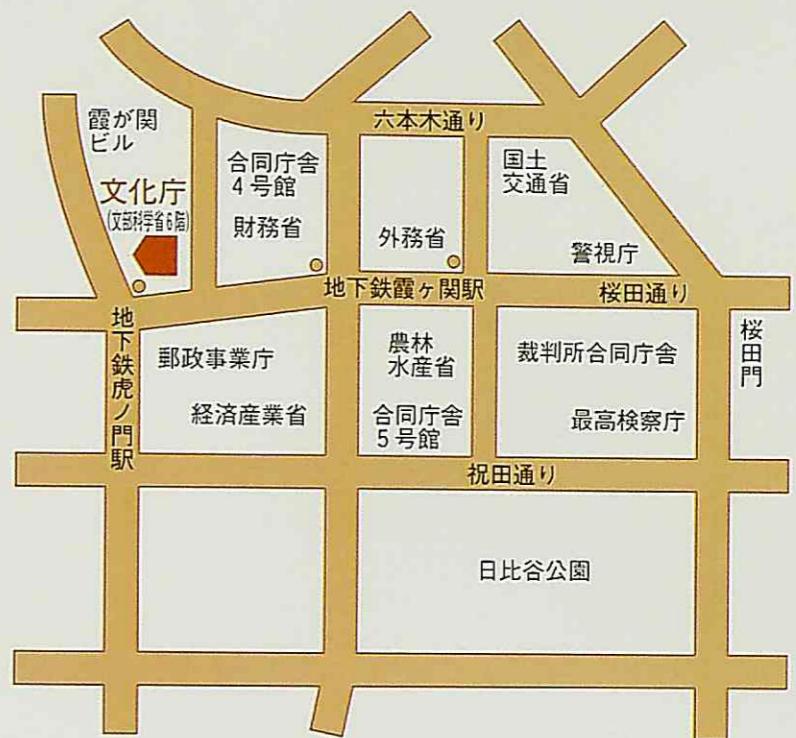
単位宗教法人	神社、寺院、教会などに礼拝施設を備える法人 包括宗教法人の傘下にある「被包括宗教法人」と傘下にない「単立宗教法人」がある
包括宗教法人	宗教、教派、教団のように神社、寺院、教会などを傘下に持つ法人

(2) 宗教法人法の一部改正

社会の変化に対応して所轄庁がその責任を果たせるようにし、また、宗教法人の管理運営の民主性と透明性を高めて、宗教法人制度のより適正な運用を確保するため、平成7年12月に宗

教法人法について最小限度の改正を行い、平成8年9月に全面施行されました。
主な改正点は以下のとおりです。

改 正 点	概 要
所轄庁の変更 (第5条関係)	他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部科学大臣とする。
事務所備付け書類の見直し、所轄庁への提出 (第25条関係)	<ul style="list-style-type: none"> 宗教法人は、新たに毎年度定期的に収支計算書を作成しなければならない（ただし、作成義務が免除される法人がある） 宗教法人は、毎会計年度終了後4月以内に、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表（作成している場合）、境内建物に関する書類、事業に関する書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。
信者その他の利害関係人の閲覧 (第25条関係)	宗教法人は、信者その他の利害関係人であって、事務所備付け書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、閲覧請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、備付け書類を閲覧させなければならない。
所轄庁の報告徴収及び質問 (第78条の2関係)	所轄庁は、宗教法人が、公益事業以外の事業の停止命令、1年以内の認証の取消し及び解散命令請求の要件に該当する疑いがあると認めるときは、あらかじめ宗教法人審議会の意見を聞いて、宗教法人の業務等の管理運営に関する事項に関し、宗教法人に対して報告を求め、又は職員に質問させることができる。



平成13年度 我が国の文化行政

発行日 平成13年4月
 監修・発行 文化庁長官官房政策課
 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
 電話 代表 03(3581)4211
 新代表 03(5253)4111
 (科学技術・学術関係局移転完了後)
<http://www.bunka.go.jp/>





1 0 0 0 4 1 5 1 3